

第二回南洋領事會議報告書

大正十三年八月二十日編

外務省歐米局第二課
通商局總務課

一六	賠償金特別會計所屬收入金ノ使途ニ關スル件	昭和二年十月
一七	賠償金特別會計ノ資金使途ニ關スル件	昭和三年一月
一八	第五十七議會賠償金特別會計參考書	昭和四年十二月
一九	賠償ヲ要求スヘキ事項及金額ノ調査	

第二回南洋領事會議報告抄目次

緒言

第一章 第二回南洋領事會議決議

決議 一

決議 二 (南洋經濟發展策)

南洋經濟發展策ニ關スル決議説明

決議 三 (南洋印度領事館充實)

第二章 第二回南洋領事會議々事要録

第一節 貿易發展策

第一款 輸出貿易

(A) 金融問題

一 二 二 九 三〇 三一 三一 三一 三一

第三款	國際貿易	五二
	(四) 同輸入税ノ整理輕減ニ關スル件	五一
	(三) 特産品ノ本邦市場ヘノ紹介	五一
	(二) 天然資源ノ調査ニ關スル件	四九
	(一) 金融、運賃、取引方法ニ關スル件	四八
第二款	輸入貿易	四八
	(F) 排日對策	四六
	(E) 重要輸出商品ニ對スル方策	四六
	(D) 對南洋本邦品販路擴張對策	四三
	(C) 販賣問題	三八
	(B) 南洋印度向特殊商品ノ製造奨勵	三七

(A) 金貨問題

第一卷 貿易政策

第二章 貿易政策

一 貿易政策ノ總論

二 貿易政策ノ分論

三 貿易政策ノ實施

三二

三一

三〇

二九

二八

二七

二六

二五

二四

二三

二二

二一

二〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

第三節 獎勵制度

- (一) 國庫補助金の活用 五二
- (二) 地方自治体の補助 五一
- (三) 民間の補助 四九
- (四) 大企業者の補助 四八
- (五) 中小企業者の補助 四七
- (六) 労働者の補助 四六
- (七) 農業者の補助 四六
- (八) 漁業者の補助 四六
- (九) 製造業者の補助 四六
- (十) 流通業者の補助 四六
- (十一) 運輸業者の補助 四六
- (十二) 商業業者の補助 四六
- (十三) 金融業者の補助 四六
- (十四) 教育業者の補助 四六
- (十五) 文化業者の補助 四六
- (十六) 娯楽業者の補助 四六
- (十七) 衛生業者の補助 四六
- (十八) 福祉業者の補助 四六
- (十九) 社会福祉業者の補助 四六
- (二十) 労働福祉業者の補助 四六

第二節 産業發展策

- (一) 積極的獎勵方法 五二
- (二) 所得稅減免ニ關スル件 五二
- (一) 有望産業調査上ノ注意事項 五三
- (二) 企業金融機關ノ改善及創設ニ關スル事項 五四
- (三) 企業經營ノ指導ニ關スル件 五五
- (四) 南洋ニ於ケル護謨園及麻栽培業救濟問題 五六
- (五) 爪哇製糖會社買收經營ニ關スル件 五七
- (六) 鐵礦及木材業經營ニ關スル件 五七
- (七) 燐寸、莫大小製造業經營ニ關スル件 五八
- (八) 南洋漁業發展ニ關スル件 五九

(イ)	南洋關係官業家表彰ニ關スル件	五九
(ロ)	本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件	六〇
(ハ)	参考資料ノ(1)	六一
(ニ)	参考資料ノ(2)	六六
(ヘ)	参考資料ノ(3)	六七
(ホ)	南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題	七一
(ヘ)	個人小企業ノ有望ト其獎勵助長	七一
(ト)	投資産業ノ發展ニ伴フ移植民發展策	七二
(チ)	本邦航運業助長策	七三

(イ)	南洋關係官業家表彰ニ關スル件	五九
(ロ)	本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件	六〇
(ハ)	参考資料ノ(1)	六一
(ニ)	参考資料ノ(2)	六六
(ヘ)	参考資料ノ(3)	六七
(ホ)	南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題	七一
(ヘ)	個人小企業ノ有望ト其獎勵助長	七一
(ト)	投資産業ノ發展ニ伴フ移植民發展策	七二
(チ)	本邦航運業助長策	七三

第四節 本邦航運業助長策

第三節 移植民發展策

甲、南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題

乙、個人小企業ノ有望ト其獎勵助長

丙、投資産業ノ發展ニ伴フ移植民發展策

第四節 本邦船隻の進出

一、本邦船隻の進出に關スル件

二、本邦船隻の進出に關スル件

三、南洋方面航路ノ發展策

第五節 南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

一、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

二、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

三、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

四、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

五、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

六、南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

七三

七二

七一

七〇

六九

六八

六七

六六

六五

六四

六三

六二

六一

六〇

第五節 南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

甲、運賃同盟線ニ關スル件

乙、南洋方面航路ノ發展策

丙、排日對策

丁、沿岸航路問題

戊、本邦船會社及商社間ノ協同作業促進ノ件

甲、兒童教育ノ根本方針

乙、指定學校以外ノ小學校教員ニ對シ指定

學校同様ノ特典ヲ附與セラレタキコト

丙、在外兒童國民教育費國庫支辨ノ件

丁、小學校教科書中ニ南洋及印度ニ關スル

事項挿入ノ件

八〇

七九

七八

奉送研入、骨

八〇

丁、小學校修繕費中ニ南幣及油料ニ關スル件

丙、本邦郵政省及南洋支那支務、骨

八〇

乙、本邦郵政省及南洋支那支務、骨

甲、本邦郵政省及南洋支那支務、骨

八〇

正副、南洋支那支務、骨

八〇

丙、南洋支那支務、骨

八〇

丁、南洋支那支務、骨

八〇

丙、南洋支那支務、骨

八〇

乙、南洋支那支務、骨

八〇

甲、南洋支那支務、骨

八〇

戊、視學官派遣方ノ件

八一

己、新嘉坡ニ寄宿舍設置費用補助方ノ件

八二

第六節 本邦郵政省、巡廻若クハ病院設置及

補助ニ關スル件

八四

第七節 領事館設置ニ關スル件

八五

甲、メダン

八五

乙、マカッサ

八六

丙、スマラン

八七

丁、サンダカン

八七

戊、サンボアガ

八九

己、メルボルン

九〇

庚、ブルーム	九三
辛、ニコイカレドニア島ヌメア市	九四
壬、カラチ	九四
癸、マドラス	九八
第八節 新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件	一〇一
第九節 輸出検査規則ニ特別設定方ノ件	一〇二
第三章 附 錄 (南洋方面經濟發展策答申)	一〇三
(1) 貿易發展策	一〇四
(2) 産業上ノ發展策	一〇八
(3) 移民發展策	一一二
(4) 本邦航運策助長策	一二四

(以上)

五、...	八〇
六、...	八一
七、...	八二
八、...	八三
九、...	八四
十、...	八五
十一、...	八六
十二、...	八七
十三、...	八八
十四、...	八九
十五、...	九〇
十六、...	九一
十七、...	九二
十八、...	九三
十九、...	九四
二十、...	九五
二十一、...	九六
二十二、...	九七
二十三、...	九八
二十四、...	九九
二十五、...	一〇〇

第二回南洋領事會議報告抄

緒言

第二回南洋領事會議ハ大正十三年六月二日ヨリ同十四日迄蘭領東印度「ジャヴァ」「スマタヴァイア」ニ開催セラレ帝國ノ南洋方面經濟發展策其ノ他各種ノ問題ニ關シ討議スル所アリタルカ本書ハ同會議報告書中ヨリ適當ノ事項ヲ抜抄シテ編成セルモノナリ蘭領東印度及佛領印度支那各政府ノ如キハ近來帝國ノ態度公正ニシテ所遠政治的野心ヲ抱クモノ非ラサルコトヲ漸次了解スルニ至レリト雖モ帝國官憲又ハ責任アル政治家等カ公然「南洋發展策」「南進策」「蘭南策」等ヲ云爲スルハ稍モスレハ疑惑ヲ招キ易キ所ナルヲ以テ十分注意ヲ要スヘク從テ本書モ亦機密扱トスル必要アリトス

南洋印度ハ支那ト共ニ本邦ニ近接シ住民ノ文化未タ普及ラスト雖人口四億ヲ算シ我一般製品ノ市場トシテハ到底歐米各國ノ比ニアラサルナリ加之其無盡蔵ナル資源ハ本邦大小企業家ノ開發ヲ嚮導シ又棉花、米、砂糖ノ如キ本邦需要ノ工業原料及食糧ノ供給ヲ多ク南洋印度方面ニ仰キ居レルノ實情ニ顧ミルトキハ該方面カ如何ニ經濟上本邦ト密接ナル關係ニアルヤヲ知ルニ難カラス日蘭關係ノ良好ナルニ加ヘ今ヤ日英條約ノ改訂ナリ佛領印度支那トノ間ニ密切聯絡ノ際アル際支那ニ對スル經濟的發展ト共ニ今後益益我國經濟的勢力ヲ南洋印度方面ニ傾注スルノ必要ヲ認ム而モ從來我國對該地經營ノ態ヲ見

第一章 第二回南洋領事會議

決議 一

南洋印度ハ支那ト共ニ本邦ニ近接シ住民ノ文化未タ普及ラスト雖人口四億ヲ算シ我一般製品ノ市場トシテハ到底歐米各國ノ比ニアラサルナリ加之其無盡蔵ナル資源ハ本邦大小企業家ノ開發ヲ嚮導シ又棉花、米、砂糖ノ如キ本邦需要ノ工業原料及食糧ノ供給ヲ多ク南洋印度方面ニ仰キ居レルノ實情ニ顧ミルトキハ該方面カ如何ニ經濟上本邦ト密接ナル關係ニアルヤヲ知ルニ難カラス日蘭關係ノ良好ナルニ加ヘ今ヤ日英條約ノ改訂ナリ佛領印度支那トノ間ニ密切聯絡ノ際アル際支那ニ對スル經濟的發展ト共ニ今後益益我國經濟的勢力ヲ南洋印度方面ニ傾注スルノ必要ヲ認ム而モ從來我國對該地經營ノ態ヲ見

...の ... 人 ... 一 ...
 ... 日 ... 人 ...
 ... 人 ... 二 ...
 ... 人 ... 三 ...
 ... 人 ... 四 ...
 ... 人 ... 五 ...
 ... 人 ... 六 ...
 ... 人 ... 七 ...
 ... 人 ... 八 ...
 ... 人 ... 九 ...
 ... 人 ... 十 ...

... 人 ... 一 ...
 ... 人 ... 二 ...
 ... 人 ... 三 ...
 ... 人 ... 四 ...
 ... 人 ... 五 ...
 ... 人 ... 六 ...
 ... 人 ... 七 ...
 ... 人 ... 八 ...
 ... 人 ... 九 ...
 ... 人 ... 十 ...

曾ト云フヘシ

夫レ南洋印度ハ亞細亞ノ南方ニアリテ支那ト共ニ在モ日本ニ近接シ
 廣袤官ニ三百万方哩、球ノ南北ニ跨リテ世界ノ一大部分ヲ占ムルモ
 人文未タ開發ノ域ニ達セス四億ノ住民ハ有色人種ニ屬シテ其風俗習
 儀邦人ト一脈相通スルモノ無キニ非ス從ツテ土着住民ヨリ人種的排
 斥ノ聲ヲ聞クコト稀ナルノミナラス近年南洋印度各地ニ於ケル有色
 人種中日本ニ倚賴セントスルノ傾向ヲ生セリ而シテ南洋方面ニ至リ
 テハ三百年來本邦人ノ足跡印セサル所ナク經済的關係最モ密接ニシ
 テ自然ノ寶庫タル森林沃野邦人ノ來ツテ投資開發ヲ俟ツモノ多シ彼
 ノ南洋中人口最モ稀薄ニシテ土地瘠漠タルスマトラ、ボルネオ其他
 ノ諸島開發ノ如キ今ヤ少シク手後レノ觀ナキニ非サルモ尙着手セサ

一、南洋米品ノ輸入、最近ノ趨勢ヲ詳論スルヲ得サルモ、今大正十一年ニ於テハ、南北亞米利加ハ、總輸出額ノ四割六分ヲ占メ、次ハ支那ノ二割九分ニシテ、歐洲ノ二割三分之ニ次キ、南洋印度ハ一割四分ノ順位ナリシカ、大正九年ニ於テハ、亞米利加三割二分支那二割八分、南洋印度二割五分、歐洲一割ノ順位ニシテ、南洋印度貿易ハ著大ナル進歩ヲ示セリ、歐洲戰後歐米品ノ襲來ニ依リ著シク減退シ、大正十一年ニ於テ、亞米利加四割六分支那二割五分、南洋印度一割六分、歐洲九分ノ割合ヲ示シ、印チ米國ハ依然トシテ、我輸出貿易上ノ首位ヲ占メ、支那ハ二割五分乃至三割ノ間ヲ上下シテ、第二位ニ居リ、而シテ南洋印度ハ大正八九年ノ好況

ルニ優ルヤ、論ナシ、吾人ハ未タ最近ノ本邦外國貿易統計書類ヲ入手スルニ至ラス、從テ茲ニ最近ノ趨勢ヲ詳論スルヲ得サルモ、今大正十一年ニ終ル十ケ年間ノ我國輸出貿易ノ大勢ヲ觀察スルニ、戰前ノ大正二年ニ於テハ、南北亞米利加ハ總輸出額ノ四割六分ヲ占メ、次ハ支那ノ二割九分ニシテ、歐洲ノ二割三分之ニ次キ、南洋印度ハ一割四分ノ順位ナリシカ、大正九年ニ於テハ、亞米利加三割二分支那二割八分、南洋印度二割五分、歐洲一割ノ順位ニシテ、南洋印度貿易ハ著大ナル進歩ヲ示セリ、歐洲戰後歐米品ノ襲來ニ依リ著シク減退シ、大正十一年ニ於テ、亞米利加四割六分支那二割五分、南洋印度一割六分、歐洲九分ノ割合ヲ示シ、印チ米國ハ依然トシテ、我輸出貿易上ノ首位ヲ占メ、支那ハ二割五分乃至三割ノ間ヲ上下シテ、第二位ニ居リ、而シテ南洋印度ハ大正八九年ノ好況

前年同様に不況を蒙り、輸出は前年より減少し、輸入は増加した。この結果、貿易収支は赤字となり、外債の増加を要した。また、物価は下落し、インフレーションは抑制された。政府は、貿易の振興と物価の安定を目的として、各種の政策を実施した。この結果、貿易は徐々に回復し、物価も安定した。このように、貿易は国家の経済に重要な役割を果たしている。政府は、貿易の振興と物価の安定を目的として、各種の政策を実施した。この結果、貿易は徐々に回復し、物価も安定した。このように、貿易は国家の経済に重要な役割を果たしている。

時ニ比スレハ大ニ減退セルヲ見ルモ之ヲ觀研ノ不_レ止二年ニ比スレハ尙二分ノ増加ヲ示セリ

由是觀之我輸出貿易上米國ハ勿論主要ナルニ相違ナキモ今輸出品ノ内容ニ巨リ具サニ之ヲ研究スルニ對米輸出トシテハ殆ト生絲ヲ以テ占メラルルノ觀アルニ反シ南洋印度向ノモノハ棉織物、陶磁器、マツ子、メリヤス製品、硝子製品、珪瑯磁器等我國製造各般ノ商品ニ巨レリ是即チ吾人カ支那貿易ト共ニ南洋印度ノ貿易ヲ重要視スル所以ナリ有體ニ之ヲ云ヘハ我國ノ製造工業未タ歐米先進國ニ及ハサルモノ多ク優良品トシテ歐米製品ニ對抗シ世界ノ市場ニ競争スルコト不可能ナルモノアルニ不尙獨リ支那南洋印度地方ノ市場ニ歐米品ト馳驟シ得ルハ之等諸國ノ人文未タ開ケス從テ我國品ニ取テ好個ノ

... 南洋印皮力面ニ於ケル我貿易ハ戦後甚ク振ハサ
ルノ現状ニアルモ如上ノ事情ヲ考算シ今後其ノ施設宜シキヲ得ルニ
於テハ相富之ヲ恢復スルコト必スシモ困難ニアラス加之我南洋貿易
カ戦後俄々彼ノ日貨排斥運動ノ爲ノ累セラタルモノ大ナリシ等ノ事
情ニ想到スルトキハ今後之等亞細亞國民ノ諒解ヲ得ルニ努ムルニ於
テハ益々本邦品ノ敷路ヲ擴張シ得ルハ蓋シ疑ヲ容レサル所ナリ
叙上ハ主トシテ我輸出貿易ニ關聯シ陳述セル處ナルモ轉シテ輸入貨
易ニ就テ之ヲ与ルニ邦人ノ生存ニ必要ナル米穀ハ佛領印度、暹羅及
緬甸ニ之ヲ仰カサルヘカラス砂糖ハ之ヲ爪哇ニ需メ棉花ハ之ヲ印度
ニ仰キ而カモ之等ノ食料又ハ原料品ノ需要ハ我國人口増殖並製造工
業ノ發達ニ伴ヒ益々増大シツツアリ

顧客タレハナリ今ヤ南洋印皮力面ニ於ケル我貿易ハ戦後甚ク振ハサ
ルノ現状ニアルモ如上ノ事情ヲ考算シ今後其ノ施設宜シキヲ得ルニ
於テハ相富之ヲ恢復スルコト必スシモ困難ニアラス加之我南洋貿易
カ戦後俄々彼ノ日貨排斥運動ノ爲ノ累セラタルモノ大ナリシ等ノ事
情ニ想到スルトキハ今後之等亞細亞國民ノ諒解ヲ得ルニ努ムルニ於
テハ益々本邦品ノ敷路ヲ擴張シ得ルハ蓋シ疑ヲ容レサル所ナリ
叙上ハ主トシテ我輸出貿易ニ關聯シ陳述セル處ナルモ轉シテ輸入貨
易ニ就テ之ヲ与ルニ邦人ノ生存ニ必要ナル米穀ハ佛領印度、暹羅及
緬甸ニ之ヲ仰カサルヘカラス砂糖ハ之ヲ爪哇ニ需メ棉花ハ之ヲ印度
ニ仰キ而カモ之等ノ食料又ハ原料品ノ需要ハ我國人口増殖並製造工
業ノ發達ニ伴ヒ益々増大シツツアリ

此の要旨は既に述べた通りである。

二回南洋の考察は、南洋の発展を促進し、日本人の利益を保護することを目的として行われた。南洋の資源は、日本の工業発展に不可欠であり、南洋の市場は、日本の工業製品の輸出先として重要な役割を果たしている。南洋の発展は、日本の利益と密接に関連している。南洋の資源を確保し、南洋の市場を開拓することは、日本の利益を保護し、日本の工業発展を促進するために必要である。南洋の発展を促進し、日本人の利益を保護することは、日本の利益と密接に関連している。南洋の資源を確保し、南洋の市場を開拓することは、日本の利益を保護し、日本の工業発展を促進するために必要である。



要之南洋印度ハ支那ト共ニ我ニ大輸出入相違トシテ將來一層開發ノ餘地ヲ存シ以茲際ニ於テハ米國又ハ歐洲ニ比シ政治及經濟上吾人ノ一層注目ヲ要スヘキモノアリ

吾人ハ從來是等ノ點ニ着眼シ拮据施設ヲナシ醜態ト贖ヒ懲戒ヲ意トセス一意専念南洋發展ノ策ヲ講スルニ努メツツアリト雖動モスレハ我朝野富學者ニ於テ徒ラニ歐米方面ヲ監視シ印度南洋方面ヲ冷視スルノ傾向無キニシモアラス先年第一回南洋領事會議ニ於テ爲シタル幾多ノ重要ナル論策選言モ聯カ雲煙過限ニ附セラレタルノ概アリ之レ今回第二回南洋領事會議ヲ開催スルニ當リ開發勢頭此決議ヲナシタル所以ナリトス希クハ我政府當局ニ於テ本決議ノ精神ヲ察シ今一層我朝南洋發展ニ意ヲ注カレンコトヲ切望シテ止マサル次第ナリ

南洋經濟發展策
第一輸出貿易促進ニ就而
輸出貿易促進ニ關スル從來ノ方針施設カ外國市場ニ於ケル商品
調査並ニ輸出品ノ製産技術方面ノ獎勵ニ偏スル弊ヲ改メ今後販
賣及取引ニ重キヲ置キ進ンテ販賣取引組織上ノ根本的改善ヲ計
ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム

決議 二

南洋經濟發展策

第一輸出貿易促進ニ就而

輸出貿易促進ニ關スル從來ノ方針施設カ外國市場ニ於ケル商品
調査並ニ輸出品ノ製産技術方面ノ獎勵ニ偏スル弊ヲ改メ今後販
賣及取引ニ重キヲ置キ進ンテ販賣取引組織上ノ根本的改善ヲ計
ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム

第二外國間貿易指導獎勵ニ就而

輸出貿易不振ノ現状ニ於而本邦國際貸借ヲ有利ニ導ク可ク有效
ナル一方途トシテ現ニ南洋印度方面ニ於テ發達シツツアル邦人
國際貿易業ニ適當ナル指導獎勵ヲ與フヘシ

南洋方面ニ對シ雜貨貿易ノ重要ナルト排日對策及移殖民發展ノ見地ヨリ在外個人企業者ノ發達ヲ助成スル目的ヲ以テ信託式小銀行ヲ創設スヘシ

第六 輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

第三 企業金融ノ改善ニ就而

南洋方面企業金融ノ根本的改善ノ必要ニ基キ本邦ニ於テ長期低利資金制度ヲ創設シ南洋拓殖金融機關ヲ整備スヘシ

第四 特種商品ノ輸出獎勵制度ニ就而

本邦生産工業發達ノ現状ニ鑑ミ輸出貿易ノ將來發展ノ爲メ南洋方面向特種輸出品製造販賣獎勵ノ制度ヲ新設スヘシ

第五 信託式小銀行創設ニ就而

南洋方面ニ對シ雜貨貿易ノ重要ナルト排日對策及移殖民發展ノ見地ヨリ在外個人企業者ノ發達ヲ助成スル目的ヲ以テ信託式小銀行ヲ創設スヘシ

第六 輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

第六 南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

南洋移住者之待遇

第七 移殖民發展ニ就テ

南洋移住者之待遇

大規模ノ南洋移民ハ勞銀關係及南洋官民ノ之ヲ喜ハサル關係ヨリ見テ困難且ツ不得策ト認メラルル處南洋ニ於ケル支那人印度人ニ代ハルヘキ商人其他移民ノ名義ヲ帶ヒサル各種職業者ノ增加發展ハ右ノ如キ困難ヲ伴ハサルノミナラス之ヲ通商航運排日對策其他各方面ヨリ見テ最モ望マシク一積ノ移殖民ト認メラル

附 録 三 國 際 情 勢 及 日 本 之 對 策

國 際 情 勢 及 日 本 之 對 策
一 國 際 情 勢 之 概 況
二 日 本 之 對 策
三 日 本 之 對 策
四 日 本 之 對 策
五 日 本 之 對 策
六 日 本 之 對 策
七 日 本 之 對 策
八 日 本 之 對 策
九 日 本 之 對 策
十 日 本 之 對 策

ルヲ以テ政府ニ於テ之カ増加發展助成ノ方針ヲ採ラルル事必要
ナリト認ム

南洋經濟發展策ニ關スル決議説明

第一輸出貿易促進ニ就而

最近南洋印度方面日本品賣行狀態ヲ見ルニ爲替下落ニ歸因スル一時的賣行ヲ除キテハ歐米支那印度品ニ壓迫セラレ漸次其販路ヲ失ヒツツアリ而シテ其主因ハ日本品ノ價格割高ナル點ニアリトス然レトモ其程度ハ最近大阪朝日新聞印度市場ニ於ケル日本品ノ摺頭ト題シ論セルカ如ク超ユ可カラサル程大ナルニ非ス最近倫敦タイムス經濟記者ハ日本品ノ海外市場ニ於ケル競争力ノ減退ヲ指摘シ其原因ヲ勞銀ノ昂騰勞動者能率ノ減退ト輸出取引ノ不備ニ歸シタルカ前者ハ本邦内地ノ金利及物價高ト共ニ其改善容易ナラサルヤニ認メラルルモ後者部チ輸出取引ノ改善ニ就テハ充分ノ見込アリ

右狀勢ニ鑑ミ本會議ハ政府ニ於テ輸出促進委員會ヲ組織シ先ツ一方ニ於テハ輸出品製造輸出業者ノ合同協定、共同販賣組織、問屋ヲ利用スル一手販賣及専用商標制度ヲ調査研究シ廣ク此點ニ於ケル本邦當業者ノ弊害ヲ指摘シ其改善ヲ提唱スルト共ニ専門調査委員ヲ南洋印度市場ニ派遣シ問屋卸屋ヲ調査シテ適任者ヲ選定シ之トノ取引ヲ當業者ニ推奨シ内外相聯絡シテ右改善ヲ實現ス可シ

第二外國間貿易促進ニ就而

南洋印度方面相互間及之ト歐洲東洋方面間ノ天產物取引市場ノ發達

先ニ及ホシ專用商標又ハ販賣區域ノ制定ニ依テ製造輸出販賣取引ノ間一定ノ系統ヲ作り秩序アル組織的販賣ヲ實現シ海外市場問屋卸屋ノ利益ヲ保護スルニ在リ

最近の貿易状況は、前年比で増加傾向にある。これは、天候の恵みによる農産物の増産、および海外市場の拡大による輸出の増加に起因する。特に、米、大豆、小麦などの主要農産物の輸出が顕著である。また、工業製品の輸出も、自動車、機械、電機製品などを中心に増加している。一方、輸入は、資源品、工業原料、消費財などに増加傾向にある。貿易収支は、輸出超過の状態にある。

貿易政策は、自由貿易を基本としつつ、保護貿易的な要素も併存している。関税の引き下げと非関税障壁の撤廃を進め、貿易の自由化を図っている。同時に、国内産業の保護と競争力の向上を図るため、関税の引き上げや補助金の付与などを実施している。また、貿易紛争の解決を図るため、WTOなどの国際機関と協力している。貿易政策の今後の方向性は、自由貿易の推進と国内産業の保護のバランスにあると見られる。

貿易政策の今後の方向性は、自由貿易の推進と国内産業の保護のバランスにあると見られる。また、貿易政策の今後の方向性は、自由貿易の推進と国内産業の保護のバランスにあると見られる。

最近顯著ナルモノアルト共ニ多数ノ本邦貿易商社ハ外國商社ト對
抗シテ着々其商權ヲ之等國際貿易上ニ確立シ來レル處最近本邦對
外貿易逆轉甚シク海外投資利得其他運賃保險料ニ依ル貿易外ノ受
取勘定ノ増加モ容易ナラサルノ現状ニ鑑ミ既ニ相當發達ヲ遂ケ且
ツ現ニ其金融ノ相キモ主トシテ外國銀行ヲ利用シツツアリ將來ノ
發展亦大ニ望アル之等國際貿易業者ヲシテ其取引ヲ徒ラニ投機的
ナラシメサルト共ニ堅實ナル發展ノ地歩ヲ築カシムル様今ニ於テ
適當ナル指導ヲ爲スコト緊要ニシテ特ニ之等商社ニ對スル本邦爲
替銀行ノ適當ナル金融保證ノ設定海外企業所得稅ノ減免在南洋印
度會社法ノ制定又嗜好ナル運搬方面ノ按排等ノ方法ニ依リ消極
積極兩方面ヨリ之カ指導發達ヲ期スルヲ要ス

Faint, mostly illegible vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side or very faded print.

第三企業金融ノ改善ニ就而

我國民經濟維持發展ノ根本策ハ既ニ逆調ニ陥レル對外貸借ヲ有利ニ導クコトニ存ス然ルニ輸出貿易ノ實情ニ付テ之ヲ鑑ルニ生絲ニ對スル米國需要ノ將來ニ對シテハ世界的不況ノ恢復容易ナラサルト人造絹糸需要ノ勃興トヲ考慮スルトキハ現在以上ニ多大ノ期待ヲ繋クコト能ハス生絲以外ノ本邦輸出品ノ販路擴張ニ付キテモ歐米各國ノ復興的努力、支那印度南洋ニ於ケル小工業家内工業ノ勃興、内地金利劣銀高、職工能率減退等ノ事情ヨリ見テ之カ増進必スシモ容易ナラス從而國際貸借上ノ逆調ヲ輸出貿易ノミニ依リテ調節センコト容易ナラス進ンテ各種ノ海外企業ヲ奨励シ其所得送金ニ依リ對外貸借況ノ決濟ヲ計ル事緊要ニシテ此點ニ於テ南洋方

... 國... 商... 業... 及... 個... 人... 企... 業... 等... 何... レ... モ... 有... 望... ナ... ル... モ...
... 多... キ... チ... 以... テ... 之... 等... ニ... 對... シ... 今... 後... 一... 層... ノ... 獎... 勵... 援... 助... チ... 與... フ... ル... 方... 針... チ... 採... 用...
... ス... ル... チ... 要... ス... 然... レ... ト... モ... 輸... 出... 獎... 勵... ノ... 爲... ノ... 必... 要... ナ... ル... ヘ... キ... 輸... 出... 品... ノ... 製... 造... 資...
... 金... ト... 云... ヒ... 又... 前... 記... 各... 種... ノ... 企... 業... 投... 資... ト... 云... ヒ... 孰... レ... モ... 長... 期... 低... 利... 資... 金... チ... 必... 要...
... ト... ス... ル... モ... ノ... ナ... ル... ニ... 拘... ラ... ス... 目... 下... 内... 地... ニ... 於... テ... ハ... 復... 興... 資... 金... 調... 達... サ... ヘ... 困... 難...
... ナ... ル... 事... 情... ナ... ル... ニ... 鑑... ミ... 右... 企... 業... 資... 金... 調... 達... ノ... 如... キ... ハ... 當... 分... 見... 込... ナ... キ... ヤ... ニ... 考...
... ヘ... ラ... ル... 然... レ... ト... モ... 我... 對... 外... 發... 展... 上... ノ... 施... 設... ハ... 具... 緊... 急... ナ... ル... コ... ト... 敢... テ... 復... 興... ニ...
... 劣... ラ... ス... 而... カ... モ... 之... チ... 金... 融... ノ... 立... 場... ヨ... リ... 考... 慮... ス... ル... ニ... 假... 令... 復... 興... 資... 金... ノ... 調... 達...
... 一... 順... ノ... 曉... ニ... 至... ル... モ... 由... 來... 本... 邦... 金... 利... ハ... 常... ニ... 高... 率... チ... 維... 持... シ... 民... 間... 資... 本... ノ... 自...
... 然... 的... 海... 外... 流... 出... 望... ミ... 難... キ... 情... 況... ニ... ア... ル... ノ... ミ... ナ... ラ... ス... 勸... 銀... 興... 銀... 東... 和... ノ... 如... キ...
... 長... 期... 低... 利... 資... 金... 調... 達... 機... 關... モ... 現... 在... ノ... 情... 勢... ヨ... リ... 推... ス... ニ... 急... ニ... 海... 外... 迄... 手... チ... 延...

面ノ各種栽培業礦業林業國際商業及個人企業等何レモ有望ナルモ
ノ多キヲ以テ之等ニ對シ今後一層ノ獎勵援助ヲ與フル方針ヲ採用
スルヲ要ス然レトモ輸出獎勵ノ爲ノ必要ナルヘキ輸出品ノ製造資
金ト云ヒ又前記各種ノ企業投資ト云ヒ孰レモ長期低利資金ヲ必要
トスルモノナルニ拘ラス目下内地ニ於テハ復興資金調達サヘ困難
ナル事情ナルニ鑑ミ右企業資金調達ノ如キハ當分見込ナキヤニ考
ヘラル然レトモ我對外發展上ノ施設ハ具緊急ナルコト敢テ復興ニ
劣ラス而カモ之ヲ金融ノ立場ヨリ考慮スルニ假令復興資金ノ調達
一順ノ曉ニ至ルモ由來本邦金利ハ常ニ高率ヲ維持シ民間資本ノ自
然的海外流出望ミ難キ情況ニアルノミナラス勸銀興銀東和ノ如キ
長期低利資金調達機關モ現在ノ情勢ヨリ推スニ急ニ海外迄手ヲ延

（右頁の文字は非常に淡く、ほとんど読み取れない。縦書きの日本語と思われる。）

ハシ得ルモノト考ラレス今後永ク本邦金利ノ低下資本ノ自然的流
出ヲ待ツハ餘リニ無策ニ過クルノ憾アレハ此際之等債券銀行以外
ニ議事要録添附参考資料(3)長期低利基金制度案所載ノ如キ資源ニ
付キ研究ヲ重ネ一定額ノ長期低利資金基金ヲ作ルコト緊要ナリ右
基金ノ使途トシテハ輸出品製造、輸出、海外企業ノ順序ヲ以テ一
般輿論ノ反對ヲ招クカ如キ一部資本家ノ利益ニノミ投セス國際的
見地ヨリ廣ク關係業者ヲ包括スル方面ニ使用セラルヘキヲ當然ト
シ海外企業トシテモ殖民地及支那ノ如キ主要ナル方面ヲ考慮スル
ヲ要スルコト勿論ナルモ南洋ハ邦人企業上各種ノ利便ヲ存スルノ
ミナラス本邦製産工業ニ對スル原料及食料品供給ノ立場ヨリ有利
ナル未開ノ利權ニシテ開拓ヲ要スルモノ多キヲ以テ個々ノ事業ニ

... 南洋方面企業金融ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂ヒ之カ振
興ヲ計ル可シ

付キ有意義ナル南洋方面企業金融ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂ヒ之カ振
興ヲ計ル可シ

第四、特種商品ノ輸出奨励ニ就テ

本邦製造工業ハ尙發達ノ道程ニアリテ内地需要ヲ主トシ海外需要ニ對シテハ漸ク内地海外共通若クハ海外各地市場共通商品ノ製造ヲ爲スニ過キス然ルニ南洋印度各地ニハ本邦製造工業ノ程度ニ於テ其ノ製造輸出可能ナル幾多ノ特種商品アリ例之印度ニ於ケル「下」
「チー」瓜哇ニ於ケル「ルンギ」ノ如シ而シテ此等商品ノ製造販賣ヲ奨励スルハ將來ニ於ケル本邦品輸出販路ノ擴張上緊要ナルニ不拘當業者ハ進ンテ之カ製造輸出ニ努ムルコトヲ喜ハス從而之ヲ自然ノ發達ニ求メ難キヲ以テ政府ハ進ンテ之等特種商品ノ調査研究ヲ爲スト共ニ特殊輸出品製造販賣奨励費ヲ支出シ當業者ノ組合團體ノ釀金ト合シテ適當ナル當業者ヲ援助シテ之カ製造輸出ヲ授

... 日本銀行 ... 南洋 ... 貿易 ... 銀行 ... 資本 ... 利益 ... 分配 ... 方法 ... 詳細 ... 説明 ... あり ...

ルモノナリ此外客年臺灣銀行ノ幹旋ニ因リ内地ニ於テ成立セル南洋
 貿易信託會社アリテ其ノ成績良好南洋貿易發展上貢獻スル所尠
 カラスト諒メラルモ其ノ利用範圍一部ニ止リ廣ク他ニ及ホシ得
 サル實情ニアルテ遺憾トス固ヨリ正金、匯銀等ノ立場ヨリ見レハ
 是等在留邦人ハ既ニ資産以上ノ取引ヲ爲シ居リ更ニ一層ノ金融ヲ
 爲スニ於テハ徒ラニ *Overpriced* ニ導クニ憑キス寧ロ邦人ノ堅實ナ
 ル發展ノ爲ニハ金融引締メヲ可トスルカ如キ意見ナルモ現狀ノ如
 キ小口金融ノ適當ナル途ヲ開カスシテ徒ラニ引締テ行ヘハ堅實ナ
 ル發展ヲ圖スルコト能ハサルハ蓋シ公平ナル見地ヨリ見テ何人モ
 異論ナキ所ナラン要ハ將來ヲ考ヘ適當ノ途ヲ講シ置キ經營ヲ堅實
 ニスヘク將又右方法ニ依リ直輸入間屋商ニ融通ヲ許ルニ於テハ自

二入ノノ... 輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

然他ノ一他邦人小業者ニ及フ譯ニシテ且ツ此機關ノ發達ニ遊レ
自然的ニ他ニ及ホスヲ以テ策ノ得タルモノト云フヘシ

第六、輸出貿易助長機關ノ創設ニ就而

本邦製品對南洋印度輸出促進助長機關トシテ百貨店バザール及製市
場ノ海外ニ於ケル創設ハ此際考慮ノ價值充分アリト思考ス蓋シ本
邦製品對南洋印度輸出ニ付印度商又ハ支那商ノ仲介ニ代ハルコト
ハ容易ナラサルニ鑑ミ本邦市場ヲ南洋印度へ延長シ右弊害ノ除去
ト在外邦商ノ發達トテ計ル意味ニ於テ右施設考慮ノ價值アリト認
メラレ又本邦爲替銀行力薄弱ナル在外邦商ニ對シ金融ヲ嫌忌スル
カ爲メニ生スル在外邦商ノ發達並ニ本邦製品輸出促進上ノ障礙ヲ
除去スル意味ニ於テ又本邦製造家及輸出家ノ海外市場ニ取引先

明治の工業革命は、古くは江戸時代、西洋文明の侵入にともなひ、洋物の輸入と、和物の改良と、並進して進歩した。この和物の改良は、和服、和紙、和食、和器など、さまざまの品物にわたって、その品質を向上させ、そのデザインを刷新した。この改良は、和物の海外輸出を促進し、日本の産業を興隆させた。明治の工業革命は、この和物の改良の上に、洋物の輸入と、洋物の改良と、並進して進歩した。この洋物の改良は、洋物の輸入を促進し、日本の産業を興隆させた。明治の工業革命は、この洋物の改良の上に、洋物の輸入と、洋物の改良と、並進して進歩した。この洋物の改良は、洋物の輸入を促進し、日本の産業を興隆させた。

事情ヲ察シテモサレヨリ生スル弊害促進上ノ障害ヲ除去スル意味ニ於テ右施設ヲ必要トス百貨店ハ其ノ弊害ノ性質上優良品一ツアンシーモノノ販賣宣傳ヲ主トシ且ツ British Manufactories ノ商標ニ似ヒ製造家ト聯絡ヲ保テテ一國之ヲ爲ニ小規模外人商店ノ發行ヲ阻害セサル権限ニ付テテ拂フヲ要スヘク問屋、卸屋ヲ進シテ巨額ニ販賣セラルヘキ一級物品ニ對テハバザール及露布等ノ力ニ俟テナル可カラス尙之二國等スル現在ノ施設トシテハ在新加坡南洋羣島經營商品陳列館南洋銀行兼洋商會社ノ計畫セル驅車等アルヲ以テ是等機關トノ關係ヲ考慮シ適當ノ改廢ヲ加ヘ聯絡アル施設トスルヲ可トス

第七、移民政策ニ就テ

説明該事要録參照

南洋航路の發展

第ハ 航運業ノ發展策ニ就テ

南洋航路の發展は、我が國の對外交通に於て最も重要な地位を占むる所である。南洋の諸島は、我が國の南進の要路であり、南洋の資源は、我が國の工業に於て重要な原料となる。南洋航路の發展は、我が國の對外交通の發展と共に、南洋の資源の開發と共に進んで行かなくてはならない。南洋航路の發展は、我が國の對外交通の發展と共に、南洋の資源の開發と共に進んで行かなくてはならない。

第ハ 航運業ノ發展策ニ就テ

日本孟買間航路ハ本邦ハ日本郵船、大阪商船及英國の三社ノ營ム處ナルカ本邦側有力ニシテ日郵社カ指導者ノ位置ニ在ル事ハ他ノ同盟航路ニ見サル處右ハ其ノ背後ニ印棉輸入ノ紡績聯合會ヲ控ユルカ爲ナレハ毎年紡績聯合會ト同盟二汽船ノ代表者日郵トノ間ニ締結ヲ見ル印棉採取運賃契約ハ印棉輸入同業者カ運賃組合ヲ作り積取船ヲ指定スル契約トモ觀ルヘク近年一部棉花商中運賃ノ自由競争ヲ唱フルモノナキニ非サルモ契約無キニ於テハ各國船ノ競争烈シク日本孟買間航路ニ於テ本邦汽船會社カ現在ノ如キ優勢ナル位置ヲ保持スルコト困難ナルヘシ然ルニ南洋印度物資ノ本邦ヘノ輸入逐年増加ノ趨勢ニアリテ其殆

凡テカ原料品若クハ食料品ニシテ「バルキー、カーゴ」ナルニ
對シ南洋印度本邦輸出品ハ主トシテ製造品ニシテ船腹ヲ要スルコ
ト夥ナキカ爲ニ常ニ片荷トナリ船線上多大ノ困難アリ之カ對策ハ
近來殊ニ當業者ノ膠策ヲ絞ルコト窮策トシテ英印會社P O 會社及
蘭船瓜哇支那社等ノ如キハ不得止本邦炭ヲ自家用トシテ買取り之
ヲ持歸リツツアリ最近馬來半島鐵礦運送ニ就キテハ當業者ハ往航
ヲ空船トシテ採算シ得ル特別運送船ノ建造ヲ企畫シツツアル現狀
ナリ若シ政府カ内地ニ於テ右ノ如キ逐年増加ノ趨勢ニ在ル南洋印
度物資ノ輸入同業者ニ對シ印棉積取ノ例ニ倣ヒ運賃組合ヲ作ラシ
メ積取船ヲ指定セシムルノ方針ヲ採リ本邦航運業發展助長ヲ畫策
シ進ンテハ本邦積取、セメント等ノ如キ運賃次第ニテ能ク外國品

凡テカ原料品若クハ食料品ニシテ「バルキー、カーゴ」ナルニ
對シ南洋印度本邦輸出品ハ主トシテ製造品ニシテ船腹ヲ要スルコ
ト夥ナキカ爲ニ常ニ片荷トナリ船線上多大ノ困難アリ之カ對策ハ
近來殊ニ當業者ノ膠策ヲ絞ルコト窮策トシテ英印會社P O 會社及
蘭船瓜哇支那社等ノ如キハ不得止本邦炭ヲ自家用トシテ買取り之
ヲ持歸リツツアリ最近馬來半島鐵礦運送ニ就キテハ當業者ハ往航
ヲ空船トシテ採算シ得ル特別運送船ノ建造ヲ企畫シツツアル現狀
ナリ若シ政府カ内地ニ於テ右ノ如キ逐年増加ノ趨勢ニ在ル南洋印
度物資ノ輸入同業者ニ對シ印棉積取ノ例ニ倣ヒ運賃組合ヲ作ラシ
メ積取船ヲ指定セシムルノ方針ヲ採リ本邦航運業發展助長ヲ畫策
シ進ンテハ本邦積取、セメント等ノ如キ運賃次第ニテ能ク外國品

以上ノ如キニ本邦郵船ノ少キ事ナリ故チ販賣米價ニテ弱ク在リ且
 ツ郵船儀モ増盛セシムルハ其後ヲ畏リ本邦郵船運賃見込以テ運賃
 高漲ヲ入ル方付運米ノ積ム非難アリ其積ミ之積ム運賃組合ニ存シ
 テモ其運賃見込内積ニ於テ亦ハ積ミ運賃見込ニ積ミ之積ム運賃
 高漲トイフモ其積ミ之積ム運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃
 高漲トイフマデナリ故チ本邦郵船運賃高漲ニ積ミ之積ム運賃
 高漲トイフ事運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃高漲トイフ事
 運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃高漲トイフ事運賃見込ノ積ミ
 運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃高漲トイフ事運賃見込ノ積ミ
 運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃高漲トイフ事運賃見込ノ積ミ
 運賃見込ノ積ミ運賃見込ノ積ミ運賃高漲トイフ事運賃見込ノ積ミ

ニ對抗シ得ル物ナルニ儘ミ前記指定船往航利用輸出促進ヲ計ルハ
 充分價值アルモノト認ム

0000 0046

貴公附屬マテチノ事
三國海軍協定ニ關シテ
海軍協定ニ關シテ
海軍協定ニ關シテ

決議 三

南洋印度領事館充實

南洋印度ハ決議一ニ述ヘタル如ク帝國ニ取り極メテ重要ナルニ不
拘從來領事館ノ數及内容歐米ニ比シ頗ル貧弱ナルニ付速ニ之ヲ充
實スルヲ必要ト認ム

實大以て受業千圓△

南洋方面本邦輸出品ノ大宗ハ紡績製品ニシテ取扱商亦大商
社ナリ從テ爲替銀行ハ充分ノ信用ヲ許與シ居ルヲ以テ現状
ニ於テ特ニ南洋ニ對シ輸出金融法制定ノ必要ナキモ更ニ進
テ輸出ヲ促進スルノ見地ヨリ之カ必要ヲ提唱シ度シ但シ絹
布類ハ支那印度商ノ取扱ニカカルヲ以テ之等ニ對シ金融法

第二章 第二回南洋領事會議議事要録

第二章 第二回南洋領事會議議事要録
（南洋方面經濟發展策）

第一節 貿易發展策

第一款 輸出貿易

(A) 金融問題

(一) 輸出金融法

南洋方面本邦輸出品ノ大宗ハ紡績製品ニシテ取扱商亦大商
社ナリ從テ爲替銀行ハ充分ノ信用ヲ許與シ居ルヲ以テ現状
ニ於テ特ニ南洋ニ對シ輸出金融法制定ノ必要ナキモ更ニ進
テ輸出ヲ促進スルノ見地ヨリ之カ必要ヲ提唱シ度シ但シ絹
布類ハ支那印度商ノ取扱ニカカルヲ以テ之等ニ對シ金融法

事蹟ハ支那海運商ノ經營ニ於テハ其ノ利益ニ據ル金銀並
 大輸出ヲ計基スルハ其ノ必要ヲ察知シ其ノ利益ニ據
 二然ラバ其ノ利益ニ據ル金銀並輸出ノ利益ヲ計基スル
 事ヲ以テ其ノ利益ニ據ル金銀並輸出ノ利益ヲ計基スル
 用者亦日本海運商ノ出品ノ大宗ハ海運用品ニシテ其ノ利益
 十分出金銀並

國金運轉表

第一條 輸出貿易

第一條 貿易發展

第二章 第二條 貿易發展

テ適用スルハ不可ナリト認めラルル鄂口其ノ他ノ雜貨類輸出
 ニ對シテ長期ノ信用及保證許與ナス事緊要ナリ蓋銀力最近
 其ノ營業方針ヲ消極的トセル以來特ニ其ノ緊要ナルヲ認め
 而シテ雜貨ニ付南洋印度ヲ通シ此種所要資金總額ハ約三百
 萬圓程度ナルヘシ

(二) 輸出爲替低利資金ニ關スル件

現行ノ低利爲替資金率六分ヲ更ニ英國其他ノ例ニ於テ五分
 乃至四分ニ引下ケラレタク又本邦品輸出促進上其ノ總金額
 テ更ニ擴張セラレ度シ右資金ハ現在大商社ニ對スル貸出ニ
 限ラレ居ルヲ以テ之ヲ小輸出業者ニ及ス様改定スル要アリ
 ト認め尤モ銀行トシテハ此種ノ金融ノ缺損ニ對シ補償ヲ要

イ 儲蓄式に銀行イニテハ此種ノ金融ノ類ニ属スルモノナリ
類々ノ儲蓄式モ以テ之キ小額出資者ニ及ス貯蓄額大ニシテ
モ類ニ類似スルモノナリ其ノ資金ハ既ニ大高積ニ積ルルモノ
氏至西公ニ積ラズモシテ又本邦品輸出増進上其ノ利益
銀行ノ派司金貯蓄金率六分ニ其ノ利益其財ノ同ニ積ラズ
四 輸出益者其貯蓄金ニ關スル件

高利儲蓄式ハ
前記ニ於テ其ノ貯蓄額同額ニ其ノ派司金率六分ニ其ノ利益其財ノ同ニ積ラズ
其ノ派司金率六分ニ其ノ利益其財ノ同ニ積ラズ
二 儲蓄式モ以テ之キ小額出資者ニ及ス貯蓄額大ニシテ
モ類ニ類似スルモノナリ其ノ資金ハ既ニ大高積ニ積ルルモノ

求スルコトナラン

三 爲替元地拂ニ關スル件

南洋ニアリテハ當業者ニ於テ特ニ之カ必要ヲ暗エツツアル
ヲ見ス孟買ニ於テ多少問題トセラレ居ルニ過キサルモ元來
元地拂ハ銀行トシテハ不利ナラスシテ當業者ニ好都合ナル
モノナレハ之ヲ實行スルヲ可トス

四 海外市場在荷ニ對スル金融

瓜哇ニ於ケル實狀ニ見ルモ毎月輸入品額ノ三倍位ノ市場在
荷アリ之等ノ海外市場在荷ハ手形期日ノ延長ニ依リ辛シテ
金融ヲ得ツツアルノ状態ナルカ現存ノ南洋倉庫會社ハ未タ
充分ニ其ノ機能ヲ發揮スルニ至ラサルヲ以テ之ヲ助成シ歐

Handwritten text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is dense and covers most of the page area.

洲大陸式倉庫銀行ノ如ク金融ヲモ兼業セシメ自己ノ倉庫ノ
外公設倉庫ヲモ利用シテ海外市場在荷ノ金融ニツキ一層圓
滑ヲ計ラレタキコト

因爲蓄銀行ノ下ニ信託式小銀行創設ニ關スル件

南洋ハ本邦雜貨ノ輸出市場トシテ有望ニシテ陶磁器ノ如キ
現ニ殆ト獨占ノ状態ナリ之等商品ノ取扱業者ニ對スル小口
金融ハ大爲蓄銀行ノ應セサルトコロシカモ南洋ハ支那ニ於
ケル如ク一般本邦人ノ發展日尙淺ク相互ノ融通困難ノ實情
ナレハ大銀行航運業者ヨリモ資本ヲ讓出セシメ百萬圓程度
ノ信託會社ヲ「スラバヤ」ニ創設シ漸次其ノ他各埠ニ及ホ
ス方法ニ依リ特殊ノ金融ヲ許與セシムル事特ニ緊要ナル間

大正十三年... 輸出... 製造... 復興... 金融... 信用... 組織... 本邦... 輸出... 品... 質... 低下... 其... 他... 取引... 不信... 來... シ... 陶... 磁... 器... ノ... 如... キ... 歐... 洲... 諸... 國... 製... 品... ニ... 其... ノ... 販... 路... ヲ... 奪... ハ... レ... ン... ト... シ... ツ... ツ... ア... ル... ナ... イ... テ... 一... 面... ニ... 於... テ... 大... 發... 達... 者... ノ... 發... 達... ヲ... 計... ル... ト... 共... ニ... 之... 等... 小... 工... 業者... ハ... 合... 同... 又... ハ... 組... 合... 組... 織... ニ... 依... リ... 其... ノ... 信... 用... ヲ... 強... 固... ニ... シ... テ... 之... カ... 金... 融... ヲ... 固... 滑... ニ... ス... ル... ハ... 本... 邦... 輸... 出... 品... 品... 質... 向... 上... ノ... 功... 効... ヲ... シ... テ... 特... ニ... 急... 務... ナ... リ... ト...

要トシテ講究實行ノ要アリト認ム(決意)

(六)輸出品製造金融ニ關スル件

震災以來本邦輸出品製造復活ノ緊急ナルハ云フ迄モナキ際
特ニ南洋カ本邦小規模製造工場製品市場トシテ重要ナルニ
カカワラス此等製造業者ニ對スル金融不充足ニシテ金融ニ
窮スル餘リ支那漢又ハ印度南洋ニ盲從スルノ不得止ニ至リ商
品ノ品質低下其ノ他取引ノ不信ヲ來シ陶磁器ノ如キ歐洲諸
國製品ニ其ノ販路ヲ奪ハレントシツツアルヲ以テ一面ニ於
テ大發達業者ノ發達ヲ計ルト共ニ之等小工業者ハ合同又ハ
組合組織ニ依リ其ノ信用ヲ強固ニシテ之カ金融ヲ固滑ニス
ルハ本邦輸出品品質向上ノ功効ヨリシテモ特ニ急務ナリト

Handwritten text in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

テモ特ニ邦人銀行員ヲ派出シ在セシムル等ノ方法ニヨリ本邦商人ニ對シ尙一層ノ便宜ヲ與フル點ヲ考慮セラレ度シ

(B) 南洋印度の特産品ノ製造獎勵

本邦製造工業品ハ大約内地七割安部ニ割南洋印度一割ノ割合ニテ其ノ需要ノ多寡ニ應シ自出ニ其ノ供給ヲ加減セラルル一般の製品ヲ主トスル處此外現ニ相當ノ輸出ヲ見ツツアル或種ノ「ノリヤス」製品硝子玉五穀米ノ如キ南洋印度向特産品アルノミナラス「ドークー」及「哇ノールンギ」ノ如キ有望ナル特産品アリテ之カ製造輸出可能ナルヲ以テ本邦貿易ノ進調勝ナル實情ニ鑑ミ特ニ之等品ノ製造ヲ奨励スルヲ緊要ト認ム(一歩續)

（右頁）
本邦ニ於ケル輸出貿易促進上ノ各種施設ハ製造上ノ問題ヲ
主トシ如何ニシテ之ヲ販賣スヘキカノ問題ヲ閑却シ單ニ本
邦ノ大商社又ハ南洋印度ノ大輸入商ト取引スルヲ以テ能事
了レリトスルノ弊アリ元來販賣市場ニ於ケル問屋卸商ハ販
賣ノ中樞ナルヲ以テ是等問屋ヲシテ本邦製品販賣ニ付製造
家ト利害ヲ共ニシ販賣ヲ努力セシムル方法即チ専用商標又
ハ一手取引等ノ方法ヲ講シ以テ現在ノ如キ自己競争又ハ投
機的取引ヲ防キ本邦品ノ實際的輸出促進ヲ計ルヲ要ス本邦
品力從來其ノ販路ヲ擴張セシ主タル理由カ安價ナル投資品

(C) 販賣問題

(一) 輸出品販賣上ノ根本的誤謬ニ關スル件

本邦ニ於ケル輸出貿易促進上ノ各種施設ハ製造上ノ問題ヲ
主トシ如何ニシテ之ヲ販賣スヘキカノ問題ヲ閑却シ單ニ本
邦ノ大商社又ハ南洋印度ノ大輸入商ト取引スルヲ以テ能事
了レリトスルノ弊アリ元來販賣市場ニ於ケル問屋卸商ハ販
賣ノ中樞ナルヲ以テ是等問屋ヲシテ本邦製品販賣ニ付製造
家ト利害ヲ共ニシ販賣ヲ努力セシムル方法即チ専用商標又
ハ一手取引等ノ方法ヲ講シ以テ現在ノ如キ自己競争又ハ投
機的取引ヲ防キ本邦品ノ實際的輸出促進ヲ計ルヲ要ス本邦
品力從來其ノ販路ヲ擴張セシ主タル理由カ安價ナル投資品

品は通常より高値を定めて、その結果、輸出の減少を招き、国内の需要に支障を及ぼす。従って、政府は、輸出の増進に努め、国内の需要を確保する。...

同業協同組合

ナルニ依リシニカカワラス現在本邦ノ製産費カ已ニ外國品ニ比シ割高トナレルノ實狀ニ鑑ミ特ニ販賣組織上ノ右根本的誤謬ヲ訂シ富業者ヲシテ右ノ方法ニ依ル本邦商品輸出促進上ノ長計ヲ立テシムルヲ緊要ナリト認ム（決議）

(二) 輸出組合並ニ合同協同販賣ニ關スル件

輸出促進上是等組合ノ組織又ハ合同協定等ハ頗ル緊要ニシテ其ノ實現ヲ望ムト共ニ從來ノ同組合カ陷リシ弊ヲ避ケ海外販賣市場ニ於ケル間屋ト一手取引ヲナス目的ヲ以テ共同販賣ヲ主眼トスルノ要アリト認ム猶是等組合ノ組織ハ金融援助上必要ナル點ヲ考慮セラレタシ

(三) 専用商標ニ關スル件

南洋印皮輸出ノ大宗タル綿布綿糸絹物ヨリ小雜貨ニ至ル迄製造所ヨリ販賣市場ノ問屋ニ至ル間何等ノ統一の販賣經路ナキ爲凡有一時的又ハ無謀ナル競争行ハルルヲ常トシ到底本邦品ノ販路ヲ確定スル能ハサル實情ナレハ製造家、輸出商、及販賣市場ニ於ケル輸出商等ノ間ニ協定、合同、共同販賣ノ機關ノ創設等ヲ謀リ販賣地ノ問屋ヲ保護シ之等無謀ノ競争ヲ防止スル必要アリ其ノ實現ニ努メラレタシ

問屋ノ援助保護上專用商標ヲ以テ本邦商品ノ賣行ヲ促進スヘキヲ急務ト認ム本制度ノ本邦ニ於ケル發達ヲ助成セラレタシ

(四) 無謀ナル競争ノ防止

對南洋印皮輸出ノ大宗タル綿布綿糸絹物ヨリ小雜貨ニ至ル迄製造所ヨリ販賣市場ノ問屋ニ至ル間何等ノ統一の販賣經路ナキ爲凡有一時的又ハ無謀ナル競争行ハルルヲ常トシ到底本邦品ノ販路ヲ確定スル能ハサル實情ナレハ製造家、輸出商、及販賣市場ニ於ケル輸出商等ノ間ニ協定、合同、共同販賣ノ機關ノ創設等ヲ謀リ販賣地ノ問屋ヲ保護シ之等無謀ノ競争ヲ防止スル必要アリ其ノ實現ニ努メラレタシ

本邦ニ於ケル急激ナル市價ノ變動ト本邦ニ於ケル産業組織ノ改善ニ關ス
 ル件
 本邦ニ於ケル急激ナル市價ノ變動ハ海外市場ニ於テ本邦商
 品ノ一進一退ノ狀況ヲ繼續セシメ海外市場開墾ヲシテ本邦
 品ノ販賣ニ熱心ナラシメサル弊アリ其ノ主因ハ本邦商品ノ
 投機的取引ニ起因シ更ニ其ノ投機的取引ニ流ルル原因ハ商
 取引上一手取引ノ風行ハレス結局輸出セラルヘキ商品モ一
 且ハ内地市場ニ現ハルル點ニアルノミナラス本邦製造工場
 カ主トシテ内地需要ヲ目標トスルモノナルタメ内地好況ノ
 場合ハ海外市場ヲ等閑ニ附スル弊アルタメナリトス故ニ之
 カ改善ヲナサント欲セハ一手取引又ハ責任輸出數額ヲ定ム

英領ニ使マハ一ニ親時膏ノ國家成何ニ目トモ商標關係

(B) 商標關係ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

(C) 英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

英領商標ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀ニ對シテ英國ニ對スル其特許狀

ノ決定ヲ見ル次第ナルカ邦商中商標關係事情ニ明カナル者

尠ク又是等ニ關スル邦文書籍乏シキヲ以テ先ツ其資料ヲ蒐

集シ之ヲ邦譯シテ一般ニ領テ進ンテ英領ニ於テ是等商標關

係紛爭事件ヲ専門的ニ引受クルモノヲ創設シタシ蘭領ニ於

テハ登録主義ナル爲紛爭事件ハ勿論登録上甚シキ不利不便

ヲ惹起シツツアルカ之レ主トシテ事情ニ明カナラサルト

登録手續其ノ他ヲ一手ニ引受クル者ヲ缺ク爲ナレハ英領同

様施設ヲ必要ト認ム現在ノ在「パタビヤ」南洋協會支部商

標事件取扱擴張方ニ付考慮アリタシ

(D) 對南洋本邦品販路擴張對策

(一) 當業者ノ南洋市場調査獎勵

1. 亞細亞市場ノ開發
2. 亞細亞市場ノ開發
3. 亞細亞市場ノ開發
4. 亞細亞市場ノ開發
5. 亞細亞市場ノ開發
6. 亞細亞市場ノ開發
7. 亞細亞市場ノ開發
8. 亞細亞市場ノ開發
9. 亞細亞市場ノ開發
10. 亞細亞市場ノ開發

更ニ波斯阿刺比亞阿弗利加東岸埃及「バルカン」方面へ本邦綿布ノ賣行近來著シキヲ以テ單ニ綿布ニ止ラス其ノ他ノ商品ノ新市場トシテ果シテ見込アリヤ否ヤ旅費ヲ派遣シ調査セラレタシ

三 販賣助長機關ノ創設及利用策

見切品共同販賣所ノ創設問題ハ種研究ヲ要ス見切品有利ノ處分ノ如何ニ與テ輸出兩方面ニ採リ大切ニシテ且緊急ヲ要スル問題ナルカ之ヲ熟知スルモ元來剩餘ノ處分ナレハ其ノ影響スルトコロ廣汎ニシテ急ニ決定シ難シ
販賣助長機關トシテ百貨店・市場、「バザール」ノ創設ヲ必要ト認ム（決註）

第二款 輸入貿易

(一) 金融 運賃 取引方法ニ關スル件

南洋方面ヨリスル輸入品ニハ原料及食糧ヲ主トシ巨額ノ船腹金融ヲ必要トセリ

元來本邦爲替銀行ハ之等輸入貿易爲替ヲ目的ニ其ノ支店ヲ南洋各地ニ設置セルモノニシテ從テ之カ金融調達ニ努力シ居リ現在差シタル不便ヲ感シ居ラス但シ濠洲羊毛買付印度棉買付資金及瓜哇糖先物買付保證問題等ニ付キテハ時ニ窮スルコトナキニ非ス此點特ニ注意ヲ拂フヲ要ス

運賃ニ付キテハ大體差シタル不便ナキモ印度棉積取ハ季節的ノモノナル爲メ積棉花商ト船會社間ニ多少利害ノ一致ヲ見サル點

キコトヲ期シタシ
猶之等ノ調査ニ關シテハ石炭、鐵、滿掩「クローム」等礦產品
ニ就テハ既ニ當業者ニ於テ大體ノ調査ヲ了リ居ルモ森林牧畜其
ノ他農產品ニ就テハ當業者ノ調査モ行ハレ居ラス今後専門的調
査ヲ必要ト認ム
特ニ石油ニ就テハ官民協同調査及ヒ金融ノ上ニ統一セル機關ヲ
特設シ利權獲得ノ機會ヲ失セサル様努ムルコト必要ナリト認ム
是等天然資源ノ調査ニ關シテハ各地領事館ニ於テ之カ調査ニ努
メタキモ人手不足若ハ之ニ應スヘキ經費ノ存セサル事情等ヨリ
現於ニ於テハ充分ナル結果ヲ齎スコト期待シ難シ此ノ點本省ノ
考慮ヲ切望ス

キコトヲ期シタシ
猶之等ノ調査ニ關シテハ石炭、鐵、滿掩「クローム」等礦產品
ニ就テハ既ニ當業者ニ於テ大體ノ調査ヲ了リ居ルモ森林牧畜其
ノ他農產品ニ就テハ當業者ノ調査モ行ハレ居ラス今後専門的調
査ヲ必要ト認ム
特ニ石油ニ就テハ官民協同調査及ヒ金融ノ上ニ統一セル機關ヲ
特設シ利權獲得ノ機會ヲ失セサル様努ムルコト必要ナリト認ム
是等天然資源ノ調査ニ關シテハ各地領事館ニ於テ之カ調査ニ努
メタキモ人手不足若ハ之ニ應スヘキ經費ノ存セサル事情等ヨリ
現於ニ於テハ充分ナル結果ヲ齎スコト期待シ難シ此ノ點本省ノ
考慮ヲ切望ス

本邦市場へノ紹介

南洋印度特産品中既ニ本邦ニ於テ利用セラレツアルモノアル
モ猶充分利用セラレサル幾多ノ特産品アリ例ヘハ南洋木材ノ如
キ其ノ一例ニシテ何等カ南洋特産品ヲ本邦富業者ニ周知セシム
ル爲政府關係ノ事業施設ニ之ヲ試用スルノ途ヲ講セラレタシ
同輸入税ノ整理軽減ニ關スル件

(三) 特産品ノ本邦市場ヘノ紹介

(四) 同輸入税ノ整理軽減ニ關スル件

南洋特産品中木材ノ如キハ將來本邦用材トシテ必要ナルモノニ
シテ之カ輸入ヲ奨勵發達セシムヘキモノナルカ現行關稅ハ米松
等ニ比シ甚タ不利ノ状態ニ在ルヲ以テ南洋産木材ヲ特定シテ低
率ノ關稅率ヲ制定シ其他之ニ類スル稅率ノ整理軽減必要ナリト

其の要旨は、二、三、の各条に於て、
（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

張功勞者ノ表障海外企業所得稅ノ減免等ノ方法ニヨリ消極積積
兩方面ヨリ之ヲ奨励スルノ必要アリト認ム（一決議）
第二節 産業發展策
（一）有望 産業調査上ノ注意事項
從來南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

（一）南洋方面ニ於テ各種ノ産業經營上躓跌ヲ來シタル原因ヲ見
ルニ産業ノ種類ニ依リ自ラ特有ノ規模其ノ他條件ヲ必要トスル
モノナルニ之ヲ無視シテ着手セルニヨルコト多シ現在南洋方面
ニ於テ各種産業ノ經營ニ當ル本邦當業者ハ之ヲ熟知シ居ルモ本
邦當業者間ニハ比較的知レ居ラサルヲ以テ今後新企業家又ハ投
資家等ノ爲是等注意事項ヲ繼メ發表スル必要アリト認ム尙是等
注意事項調査材料蒐集ニ就テハ各在外公館ニ於テ其ノ管轄區域

本邦對外貿易進出ノ現状ニ鑑ミ貿易外受取増定増加ノ必要アリ
之カタメニハ主トシテ海外企業ヲ奨励スル方針ヲ樹立シ之カ金
融ヲ援助スル必要アリト認ム南洋方面ニ於テハ從來台灣、華南
南洋銀行ニ於テ企業金融ニ努メ來レルモ失敗ニ終リ目下之ヲ中止
シツツアリ東洋拓殖會社モ勸業銀行ノ援助ニ依リ「マニラ」麻
栽培業ノ金融南洋護謄栽培業ニ對スル台銀貸付ノ肩替リ等ヲナ
セシモ更ニ之以上ノ活動困難ナル現状ニテ到底南洋ニ於ケル長

(一) 南洋方面ニ於テハ公債ノ發行ニ當リ
南洋銀行ノ資本額ノ増大ニ當リ
南洋銀行ノ資本額ノ増大ニ當リ
南洋銀行ノ資本額ノ増大ニ當リ

ニ於ケル外人富業者ニタタキハ充分目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ
ト思ハル本省ヨリ勸令ヲ發テ各館ニ於テ之カ蒐集方ニ着手スヘシ

(二) 企業金融機關ノ改善及創設ニ關スル事項

本邦對外貿易進出ノ現状ニ鑑ミ貿易外受取増定増加ノ必要アリ
之カタメニハ主トシテ海外企業ヲ奨励スル方針ヲ樹立シ之カ金
融ヲ援助スル必要アリト認ム南洋方面ニ於テハ從來台灣、華南
南洋銀行ニ於テ企業金融ニ努メ來レルモ失敗ニ終リ目下之ヲ中止
シツツアリ東洋拓殖會社モ勸業銀行ノ援助ニ依リ「マニラ」麻
栽培業ノ金融南洋護謄栽培業ニ對スル台銀貸付ノ肩替リ等ヲナ
セシモ更ニ之以上ノ活動困難ナル現状ニテ到底南洋ニ於ケル長

本邦銀行ノ例ニ倣ヒ選テ企業者經營上ノ指導ニ任スルノ外之ニ
補助ヲ與フル關係官廳ニ於テモ當業者中ヨリ選抜シタル専門家
ヲ派遣シテ調査指導ヲサシムルノ要アリト認ム

三 企業經營ノ指導ニ關スル件

企業ノ成功ハ金融ニ依ル援助ノ有效ナルト共ニ金融業者ノ之カ
指導ニ當ルヲ以テ必要有效ナリト認ム故ニ本邦銀行業者ハ獨逸
企業銀行ノ例ニ倣ヒ選テ企業者經營上ノ指導ニ任スルノ外之ニ
補助ヲ與フル關係官廳ニ於テモ當業者中ヨリ選抜シタル専門家
ヲ派遣シテ調査指導ヲサシムルノ要アリト認ム

期低利資金ノ要求ニ應スル能ハス既ニ海外企業獎勵ヲ方針トセ
ハ貿易ニ爲替銀行必要ナルカ如ク海外企業金融機關必要ナルモ
ノナレハ此際何等カノ方法例ハハ別記私案ノ如キモノニ依リ政
府ハ長期低利基金制度ヲ創設スルト共ニ南洋拓殖銀行ヲ創設ス
ルコト緊要ナリト認ム(一) 淺議(二) 參考資料(三) 参照ノコト

南洋ニ於ケル膠園及麻氣培養救済問題

本邦入社者ノ額數區ハ區價高ク借入金多ク規模小ニシテ地味不
良ノモノ多ク金利高キ實情ニアルモ而モ合同又ハ債務連帯ヲ行
ハシムルコト此ハサルヲ以テ之ニ一定期間ノ利子ノ補給ヲナシ
一カルツール、バンク、Kultur Bank 式ノ一區社ヲ興シ一定條件
ヲ定メ之カ救済ノ方法ヲ探ルテ必要ナリト認ム尙此種會社ハ資
金ヲ得ル途閉ク居ルニ於テハ保證會社ニ過マサルヲ以テ資本金
トシテハ大ナルヲ要セス我南洋護謨園救済必要資金總額ヲ假
ニ二百萬圓ト見テモ約三百萬圓ノ資本ヲ以テ之ニ富ルコトヲ得
ハシ尙進テ比洋實應栽培藥亦同様ノ立場ニアルヲ以テ同一方法
ニ依ル救済ヲ希望ス本救済所要ノ資金ハ約二百五十萬圓程度ト

南洋ニ於ケル膠園及麻氣培養救済問題

本邦入社者ノ額數區ハ區價高ク借入金多ク規模小ニシテ地味不
良ノモノ多ク金利高キ實情ニアルモ而モ合同又ハ債務連帯ヲ行
ハシムルコト此ハサルヲ以テ之ニ一定期間ノ利子ノ補給ヲナシ
一カルツール、バンク、Kultur Bank 式ノ一區社ヲ興シ一定條件
ヲ定メ之カ救済ノ方法ヲ探ルテ必要ナリト認ム尙此種會社ハ資
金ヲ得ル途閉ク居ルニ於テハ保證會社ニ過マサルヲ以テ資本金
トシテハ大ナルヲ要セス我南洋護謨園救済必要資金總額ヲ假
ニ二百萬圓ト見テモ約三百萬圓ノ資本ヲ以テ之ニ富ルコトヲ得
ハシ尙進テ比洋實應栽培藥亦同様ノ立場ニアルヲ以テ同一方法
ニ依ル救済ヲ希望ス本救済所要ノ資金ハ約二百五十萬圓程度ト

... 爲るべき事、本邦の産物、其の多くは海外に輸送せらるるに當り、此の輸送に於ては、...

ス

田島陸軍給會社買収經營ニ關スル件

台湾糖業ノ實情ニ鑑ミ進テ瓜哇製糖業ニ熱心スルヲ必要ト認メラルル處瓜哇ニ於テハ開拓已ニ管ク「スマトラ」其ノ他ニ於テハ労働者不足スルヲ以テ進テ瓜哇ニ於ケル既設會社中長好ノモノヲ廉價ニ買収經營スルヲ唯一ノ策トスルヲ以テ今後特種聯合會社中心トシ一定ノ條件ヲ以テ買収ヲ即行シ得ル準備ヲナシ置ク要アリト認ム

内鐵礦及木材業經營ニ關スル件

尙馬來半島鐵礦園新規買収ニ付テモ同様ノ方法ヲトル必要アリト認ム

南洋印度方面ニ於ケル製造工業ニシテ本邦人ノ經營スルニ有望ナルモノ多クアル處就中現ニ問題トナレル本邦人經營ノ印度燐寸業モ増税ニ加フルニ最近瑞典燐寸ノ獨占的專業經營計畫ノ實行ニ依リ漸次買收セラレントシツツアリ本邦當業者モ此ノ事態ニ鑑ミ特ニ大資本ノ組織的發展策ニ依リ進テ有望ナル之等製造業ノ經營ニ任センコトヲ希望ス

南洋印度方面ニ於ケル製造工業及南洋方面ニ於ケル木材ハ共ニ有望企業ナリト認ム
今後益之カ發展又ハ新規企業獎勵ノ必要アリ但金融ノ援助ヲ與フルト共ニ經營上嚴密ノ監督ヲ要ス
(七)燐寸莫大小製造業經營ニ關スル件
南洋印度方面ニ於ケル製造工業ニシテ本邦人ノ經營スルニ有望ナルモノ多クアル處就中現ニ問題トナレル本邦人經營ノ印度燐寸業モ増税ニ加フルニ最近瑞典燐寸ノ獨占的專業經營計畫ノ實行ニ依リ漸次買收セラレントシツツアリ本邦當業者モ此ノ事態ニ鑑ミ特ニ大資本ノ組織的發展策ニ依リ進テ有望ナル之等製造業ノ經營ニ任センコトヲ希望ス

附屬英海軍ノ海軍ハ實業上ノ國權ヲ脅カシテ海軍ニ對シ其ノ無節制
對峙ニ對シテ其ノ實業ヲマシメヨリテ海軍ニ對シテ其ノ無節制
實業家ヲ海軍前ニ立置クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ
國南對本國海軍實業ヲ與テ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ
國南對本國海軍實業ヲ與テ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ

附屬英海軍ノ海軍ハ實業上ノ國權ヲ脅カシテ海軍ニ對シ其ノ無節制
對峙ニ對シテ其ノ實業ヲマシメヨリテ海軍ニ對シテ其ノ無節制
實業家ヲ海軍前ニ立置クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ
國南對本國海軍實業ヲ與テ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ
國南對本國海軍實業ヲ與テ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ其ノ弊莫クハ

應ニ努ムルコト

(十) 本邦人企業發展上ノ障礙ヲ除去スル方策ニ關スル件
金融經營其ノ他從來本邦企業家ノ出會シタル障礙並之ヲ除去ス
ル方策ニ付テハ以上本項産業上ノ發展策ニ關スル議事申記載ス
ル所ノ如シ

南洋重要輸出商品ニ對スル方策
 (在新加坡 中島商務官提出)

南洋重要輸出商品ニ對スル方策
 (在新加坡 中島商務官提出)

南洋重要輸出商品ニ對スル方策
 (在新加坡 中島商務官提出)

參考資料ノ(1)

(1) 「貿易發展策」中第一款輸出貿易三重要輸出商品ニ對スル對策參

參考資料

對南洋重要輸出商品ニ對スル方策

(在新加坡 中島商務官提出)

(4) 生絲及絹織物

(1) 南洋印度ニ於テハ土人ノ使用ニ適スル強韌ナル支那生絲ヲ需要シ本邦生絲ノ輸出ハ望ナシ

(2) 紡績結絲ハ久シク販路ヲ維持シ來レルモ伊國及英國品ニ對抗シ品質ノ番手等ニ於テ新工夫ヲ講スルヲ要ス

(3) 印度産紡績絹織物中富士絹類似ノモノアルト爪哇蠟染更紗生

(3) 日本産絹織物市場の拡大に資するべく、海外市場の開拓に努むるべし。

(4) 絹織物の品質を向上せしめ、競争力を高め、海外市場での需要を拡大せしむるべし。

(5) 絹織物の生産コストを削減し、価格競争力を高めるべし。

(6) 絹織物の生産技術の向上に努むるべし。

(7) 絹織物の生産設備の近代化を進め、生産性を向上せしむるべし。

(8) 絹織物の生産者の生活向上に努むるべし。

(9) 絹織物の生産者の労働条件の改善に努むるべし。

(10) 絹織物の生産者の健康増進に努むるべし。

(11) 絹織物の生産者の教育向上に努むるべし。

(12) 絹織物の生産者の技能向上に努むるべし。

(13) 絹織物の生産者の生活安定に努むるべし。

(14) 絹織物の生産者の労働安定に努むるべし。

(15) 絹織物の生産者の生活向上に努むるべし。

(16) 絹織物の生産者の労働条件の改善に努むるべし。

(17) 絹織物の生産者の健康増進に努むるべし。

(18) 絹織物の生産者の教育向上に努むるべし。

(19) 絹織物の生産者の技能向上に努むるべし。

(20) 絹織物の生産者の生活安定に努むるべし。

(21) 絹織物の生産者の労働安定に努むるべし。

(22) 絹織物の生産者の生活向上に努むるべし。

(23) 絹織物の生産者の労働条件の改善に努むるべし。

(24) 絹織物の生産者の健康増進に努むるべし。

(25) 絹織物の生産者の教育向上に努むるべし。

(26) 絹織物の生産者の技能向上に努むるべし。

(27) 絹織物の生産者の生活安定に努むるべし。

(28) 絹織物の生産者の労働安定に努むるべし。

(29) 絹織物の生産者の生活向上に努むるべし。

(30) 絹織物の生産者の労働条件の改善に努むるべし。

(31) 絹織物の生産者の健康増進に努むるべし。

(ロ) 綿 絲

(1) 南洋向本邦太及中綿絲ハ印度品ニ優リ英國綿絲ニ劣ラス而モ價格割安ニシテ前途有望ナルモ全然相替物トシテ取扱ハルルノ弊アルノミナラス近來支那絲ノ擡頭スルアルヲ以テ市價ヲ變動セ

(2) 我國輸出産業上絹織物業ノ獎勵急務ナルト共ニ之カ自主的販賣方法ト新品工夫ニ努ムルヲ要ス

(3) 地トシテ富士絹ノ需要如何ヲ考究シ試賣ノ必要アリ

(4) 印度ニ於ケル人造絹絲ノ使用旺盛ナルニ鑑ミ本邦ニ於テモ之カ製造輸出ニ付キ考究ノ要アリト認メラル

(5) 南洋印度向絹物販路ノ將來ハ見込薄キモ當業者ニ於テ尙新工夫ヲナスノ要アリ

(6) 我國輸出産業上絹織物業ノ獎勵急務ナルト共ニ之カ自主的販賣方法ト新品工夫ニ努ムルヲ要ス

(7) 南洋向本邦太及中綿絲ハ印度品ニ優リ英國綿絲ニ劣ラス而モ價格割安ニシテ前途有望ナルモ全然相替物トシテ取扱ハルルノ弊アルノミナラス近來支那絲ノ擡頭スルアルヲ以テ市價ヲ變動セ

(8) 我國輸出産業上絹織物業ノ獎勵急務ナルト共ニ之カ自主的販賣方法ト新品工夫ニ努ムルヲ要ス

(C) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(D) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(E) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(F) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(G) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(H) 輸出品ノ品質向上ノ爲メ、品質検査機関ヲ設置スヘシ
又、小工場の設備改善ノ爲メ、技術指導員ヲ派遣スル事ヲ奨励ス

(二) 銅

食器及細工物原料トシテ銅及真鍮ノ印度向輸出有望ナルヲ以テ製造家協同ノ共同販賣機關ヲ創設スヘシ

(ホ) 陶器硝子其ノ他ノ雜貨

品質ノ低下ヲ顧ミス價格上ノ競争ヲ爲ス弊ヲ除キ新工夫ヲ獎勵スルヲ要ス

(ヘ) 「マツチー」「ベニア」類

製造家ノ合同又ハ共同販賣ヲ必要トス

(ト) 「セメント」及紙

各製造會社間ニ責任輸出數量ヲ制定スヘシ

(チ) 石 炭

(四) 大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

(五) 大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

(六) 大豆

大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

(七) 大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

(八) 大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

新ニ撫順炭販路開拓ヲ計ルヘシ

(リ) 満洲大豆

大豆ノ食料價値ヲ急伸シ豆糰ヨリ食品ヲ作成スル事ヲ研究シテ

本品販路ノ擴張ヲ計ルヘシ

(1) 貿易發展策中第二款輸入貿易ノ(四)輸入税整理轉換參考資料
 本邦向比律賓産木材事情
 亦ラウアンハ楠東賣貨后建築材料トシテ米松ヨリ安價ナルヲ以テ
 好評ヲ博セリ白ラウアンハ建築材料並近時下駄材(山桐代用品)
 トシテクーバン、タルート、マンガヂヤンイ等ト共ニ需要ヲ喚起
 セリ然ルニ米松ハ無税ナルモ比島軟材ハ税率表ニ該當スヘキ項目
 ナク「其他」ノ項ニ依リ従價一割五分ヲ課セラル
 就テハ現行税率表米松ノ項ヲ「米松及其類似品」ト訂正セラレタ
 シ

參考資料ノ(2)

(1) 貿易發展策中第二款輸入貿易ノ(四)輸入税整理轉換參考資料

(在マニラ總領事館提案)

本邦向比律賓産木材事情

亦ラウアンハ楠東賣貨后建築材料トシテ米松ヨリ安價ナルヲ以テ
 好評ヲ博セリ白ラウアンハ建築材料並近時下駄材(山桐代用品)
 トシテクーバン、タルート、マンガヂヤンイ等ト共ニ需要ヲ喚起
 セリ然ルニ米松ハ無税ナルモ比島軟材ハ税率表ニ該當スヘキ項目
 ナク「其他」ノ項ニ依リ従價一割五分ヲ課セラル
 就テハ現行税率表米松ノ項ヲ「米松及其類似品」ト訂正セラレタ
 シ

其ノハ其等諸事... (Faint vertical text on the right page, likely bleed-through or bleed-through from the reverse side of the page)

(1) 南洋... (S)

(一) 南洋... (Faint vertical text on the right page, likely bleed-through or bleed-through from the reverse side of the page)

参考資料ノ(3)

第二節 産業發展策中(二) 企業金融機關ノ改善ニ關スル參考資料

長期低利基金制度及南洋拓殖銀行制度案

(在新加坡 中島 商務官 提案)

貿易盛衰... 其資金ノ一部ヲ以テ南洋印度方面ノ經濟發展ニ資スヘキ金融機關特設ノ必要アリト認ム

先ツ内地ニ於テ長期低利資金... 銀行制度... 長期低利資金及基金運用方法

今後十ヶ年間ニ約十億圓ノ基金ヲ作ル目的ヲ以テ保險會社赤十字

南洋印度拓殖銀行ノ組織
 右特設ノ南洋印度方面拓殖銀行ハ企業部貿易部地方的金融及移民

南洋印度拓殖銀行ノ組織
 右特設ノ南洋印度方面拓殖銀行ハ企業部貿易部地方的金融及移民

本誌ニ於テモシム所也
その甲及び其後之發展計畫ニ於テ其地盤擴張ヲ樹クル上ニ之ヲ審計スル

第三節 移植民發展策（決議ヲ含ム）

甲、南洋方面邦人移植ニ關スル一般問題

「スマトラ」「ボルネオ」「セレベス」馬來半島東海岸等ニ於テ
尙未開ノ沃土ヲ有スルモ氣候、食糧、指導等ノ關係上本邦人ノ移
殖ハ必スシモ有望ナラス且ツ元來移植民ハ政治的ニ疑懼ヲ抱ク虞
アルノミナラス特ニ蘭領政廳ハ邦人ノ資本投下ヲ歡迎スルモ移植
民ヲ喜ハサルヲ以テ邦人經營大小企業ノ發展ニ伴フ邦人ノ來住増
加ヲ待ツヲ以テ一般方針トスヘシ

乙、個人小企業ノ有望ト其獎勵助長

附、南洋個人企業見習者養成ノ件

蘭領東印度、馬來半島、其他南洋一帯ニ亘リ小商人、職人、技術

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

丙、投資産業ノ發達ニ伴フ移殖民發展策

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

者等個人小企業者ノ移殖ハ有望ナリト認メラルルヲ以テ之ニ指導

上及金融上ノ援助ヲ與フルト共ニ是等個人企業經營ノ經驗者ヲ發

成スル爲ニ小學校又ハ甲種商業卒業程度ノ邦人ヲ見習生トシテ招

致スルコト一策ナリト認ム

丙、投資産業ノ發達ニ伴フ移殖民發展策

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

狀勢ニアルコトヲ遺憾トス

者等個人小企業者ノ移殖ハ有望ナリト認メラルルヲ以テ之ニ指導

上及金融上ノ援助ヲ與フルト共ニ是等個人企業經營ノ經驗者ヲ發

成スル爲ニ小學校又ハ甲種商業卒業程度ノ邦人ヲ見習生トシテ招

致スルコト一策ナリト認ム

丙、投資産業ノ發達ニ伴フ移殖民發展策

南洋ニ於ケル護謨園ノ如キ邦人ノ大規模産業ノ發達ニ伴ヒ邦人ノ

移殖ハ漸次増加スヘキヲ以テ之等産業ノ發展並其經營者カ可及的

邦人移殖ヲ考慮スルコトヲ希望ス但之ニ依リテ多數邦人ノ移殖ヲ

期待シ難キノミナラス現狀ニ於テ是等企業力急遽ニ發展シ得サル

南洋印度方面ニ於ケル有利ナル航路ハ悉ク有力汽船會社ノ獨占又ハ運賃同盟線ニ屬シ本邦航運業ノ發展ヲ阻害シツツアリ獨占航路ハ舊ク指キ元來船會社ハ之ヲ他ノ方面ニ比シ極メテ露骨ニ排外的ノ發達ヲ計ルハ最モ困難トスル所ナルヲ以テ本邦船會社及荷主タル諸社間相互ニ援助シテ漸次發展ヲ計ルコトヲ安ス

第四節 本邦航運業助長策

甲、運賃同盟線ニ關スル件

南洋印度方面ニ於ケル有利ナル航路ハ悉ク有力汽船會社ノ獨占又ハ運賃同盟線ニ屬シ本邦航運業ノ發展ヲ阻害シツツアリ獨占航路ハ舊ク指キ元來船會社ハ之ヲ他ノ方面ニ比シ極メテ露骨ニ排外的ノ發達ヲ計ルハ最モ困難トスル所ナルヲ以テ本邦船會社及荷主タル諸社間相互ニ援助シテ漸次發展ヲ計ルコトヲ安ス

乙、南洋方面航路ノ發展策

(一) 日本爪哇間航路

現在南洋郵船及大阪商船ノ定期船ハ速力遅ク配船少ナキ爲メ平

（一）日本郵船会社

（二）大政商船會社經營ノ基隆（香港）西貢、盤谷、新嘉坡間定期船

時ニ於テモ旅客貨物ノ運送艱ル運ク又砂糖出産期ニ於テハ船腹不足スル實狀ニアルヲ以テ更ニ現在以上ニ快速船ヲ配シ航路日數ノ短縮ヲ計ラレタシ

本線ハ日本、爪哇直航線ト並ヒ本邦對南洋貿易發展上缺クヘカラサルモノニシテ目下補助金ヲ受ケナカラ收支相償ハサル實情ナルカ基點ヲ日本ニ改メ終點ヲ「スマトラ」「ブラワン」港ニ延長シ相當ノ補助ヲ與ヘ之カ發達ヲ計リタシ

（三）日本孟買航路ヲ「カラチ」迄延長スルコト

タキコト

日本郵船株式會社
 大正十一年四月一日
 本邦航運業者ヲシテ
 日支日印又ハ日蘭
 合辦ニテ外國汽船
 會社ヲ創設シ本邦
 人實權ヲ握リ以テ
 排日ノ場合有利ナル
 立場ニ立タシムル
 方法ヲ有效ナリト
 認ム

- (四) 日本「カルカッタ」航路ヲ往航又ハ復航ニ「マドラス」へ寄港セシムルコト
- (五) 同教「マツカ」巡禮者輸送ヲ目的トシ新嘉坡方面ト「アレキサンドリア」方面間航路ノ特設ヲ考慮セラレタキコト
- (六) 日本郵船會社航路網ノ一部ヲ蓋賞ニ寄航セシメラレタキコト
- (七) 對南洋方西郵便運送線ノ一定確立ト日數短縮ヲ計ラレタシ

丙、排日對策

本邦航運業者ヲシテ日支日印又ハ日蘭合辦ニテ外國汽船會社ヲ創設シ本邦人實權ヲ握リ以テ排日ノ場合有利ナル立場ニ立タシムル方法ヲ有效ナリト認ム

丁、沿岸航路問題

餘領及英領印度ニ於テハ、P、M、及B、I兩汽船會社ハ沿岸
 航路ニ就キ獨占的勢力牢固トシテ拔クヘカラサルモノアリ之ト對
 抗シ發展スルカ爲メニハ本邦航運業者全體カ結束シテ之ニ當ルチ
 必要トスル所土人荷主ノ之等船會社ニ對スル反感激烈ニシテ現ニ
 B、Iニ對抗シテハ印度人船會社ノ設立ヲ見タル位ナルカ其後經
 營困難ニ陥リタルタメ政治的勢力ヲ以テ英船ニ對シ沿岸航路閉鎖
 ヲ行ハントシツツアリ今後日印合辦ノ印度會社ヲ起シ既設勢力ニ
 對抗シ其獨占圈内ニ侵入スルノ時期到來スヘキヲ豫想セララルルヲ
 以テ本邦航野ノ注意ヲ希望ス

戊、本邦船會社及商社間ノ協同作業促進ノ件

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the title '丁、沿岸航路問題')

南洋印度方面ニ於ケル本邦貿易商ノ勢未タ多カラス外國汽船會社

ノ實力大ニシテ本邦船ヲFeedスルモノハ主トシテ本邦商社ニ限ル
實情ナル爲本邦航運業ノ發展兎角困難ナルニ拘ラス現在本邦船會
社及商社間ノ聯絡密接ナラルルノ概アリ現在ニ於テハ國旗力貿易
ニ件フノ實情ニ鑑ミ船會社、商社間相互扶助シ協同作業ノ精神ヲ
以テ本邦航運業ノ發展ヲ畫策セシメラレタシ

南洋印度方面ニ於ケル本邦貿易商ノ勢未タ多カラス外國汽船會社
ノ實力大ニシテ本邦船ヲFeedスルモノハ主トシテ本邦商社ニ限ル
實情ナル爲本邦航運業ノ發展兎角困難ナルニ拘ラス現在本邦船會
社及商社間ノ聯絡密接ナラルルノ概アリ現在ニ於テハ國旗力貿易
ニ件フノ實情ニ鑑ミ船會社、商社間相互扶助シ協同作業ノ精神ヲ
以テ本邦航運業ノ發展ヲ畫策セシメラレタシ

第七百四十四號
 第七百四十五號
 第七百四十六號
 第七百四十七號
 第七百四十八號
 第七百四十九號
 第七百五十號
 第七百五十一號
 第七百五十二號
 第七百五十三號
 第七百五十四號
 第七百五十五號
 第七百五十六號
 第七百五十七號
 第七百五十八號
 第七百五十九號
 第七百六十號
 第七百六十一號
 第七百六十二號
 第七百六十三號
 第七百六十四號
 第七百六十五號
 第七百六十六號
 第七百六十七號
 第七百六十八號
 第七百六十九號
 第七百七十號
 第七百七十一號
 第七百七十二號
 第七百七十三號
 第七百七十四號
 第七百七十五號
 第七百七十六號
 第七百七十七號
 第七百七十八號
 第七百七十九號
 第七百八十號
 第七百八十一號
 第七百八十二號
 第七百八十三號
 第七百八十四號
 第七百八十五號
 第七百八十六號
 第七百八十七號
 第七百八十八號
 第七百八十九號
 第七百九十號
 第七百九十一號
 第七百九十二號
 第七百九十三號
 第七百九十四號
 第七百九十五號
 第七百九十六號
 第七百九十七號
 第七百九十八號
 第七百九十九號
 第八百號

第五節 南洋方面ニ於ケル邦人ノ教育

甲、兒童教育ノ根本方針

日本人海外發展ノ大同ヨリ觀察スルトキハ吾兒童ハ可成該地方
 ニ於ケル外國人ノ小學校ニ入學セシメテ其地ニ於ケル高等ノ
 教育ヲモ受ケシムルコト主義トシテ最モ必要トスル次第ナルモ現
 下ノ實狀ヲ斟酌シ多數學童ヲ有スル地方ニ於テハ父兄等ノ希望ヲ
 モ容レ吾小學校ノ經營上便宜ヲ與フルコトトスルヲ適當ナリト認
 ム
 尤モ是等日本人小學校ニ於テハ可成其國ニ於テ行ハルル國語ヲモ
 教授シ同國ノ事情ヲ知ルニ便ナラシムルト共ニ就學ノ中途若ハ修
 學後外人學校ニ轉學スルノ便ヲ計ルハ時宜ニ適スルモノト認ム

南洋印度方面ニ於テ本邦人ノ多數在留スル土地例ヘハ香港マニラ
 新嘉坡等ニ於テハ學齡兒童ノ數モ多ク既ニ夫々小學校ノ設アリ兒
 童教育上差當リ支障ナキモ其他ノ地方ニ在リテハ本邦人ハ各所ニ
 散在シ居ル爲未タ完備セル小學校ノ設ナク從テ小學ノ學齡兒童ヲ
 有スル土地ニテハ特ニ教員ヲ呼ヒ寄セ此等兒童ノ教育ニ當ラシメ
 タキ希望ヲ有スルモ指定學校ニ於ケルカ如キ地位特典ヲ與ヘラレ
 サル爲相當資格アル教員ニシテ其聘ニ應スルモノナク常ニ不便ヲ
 感スル現狀ナリトス依テ假令就學兒童數ノ少ナキ場合ニ於テモ之カ
 教職ニ従事スル有資格小學校教員ニ對シテハ指定學校教員ト同様

乙、指定學校以外ノ小學校教員ニ對シ指定學校同様ノ特典ヲ附與セ
 ラレタキコト（新嘉坡提案）

南洋印度方面ニ於テ本邦人ノ多數在留スル土地例ヘハ香港マニラ
 新嘉坡等ニ於テハ學齡兒童ノ數モ多ク既ニ夫々小學校ノ設アリ兒
 童教育上差當リ支障ナキモ其他ノ地方ニ在リテハ本邦人ハ各所ニ
 散在シ居ル爲未タ完備セル小學校ノ設ナク從テ小學ノ學齡兒童ヲ
 有スル土地ニテハ特ニ教員ヲ呼ヒ寄セ此等兒童ノ教育ニ當ラシメ
 タキ希望ヲ有スルモ指定學校ニ於ケルカ如キ地位特典ヲ與ヘラレ
 サル爲相當資格アル教員ニシテ其聘ニ應スルモノナク常ニ不便ヲ
 感スル現狀ナリトス依テ假令就學兒童數ノ少ナキ場合ニ於テモ之カ
 教職ニ従事スル有資格小學校教員ニ對シテハ指定學校教員ト同様

南洋印度方面ノ事情ハ未タ暫ク本邦ニ知悉セララルルニ至ラサル處
官總方カ本邦ニ取り極メテ重要ナル次第ハ本會議務頭ニ於テ決議

ノ地位特異ヲ附與セララルルト共ニ他國指定ノ條件手續ヲ可成簡易
ニ改メラルル機特ニ考慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望ス

丙、在外兒童國民教育發國庫支辨ノ件（マニラ提案）
香港、マニラ、新嘉坡ニ於ケル小學校ニ對シテ夫々國庫ヨリ補助
費ヲ支給セララルルニ至リタルモ到底之ヲ以テ十分ナリトスル能ハ
ス又未タ補助ヲ受ケルニ至ラサル學校モアリ就テハ是等小學校ニ
於ケル教員俸給全額ヲ國庫ヨリ補助セラレンコトヲ希望ス

丁、小學校教務中ニ南洋及印度ニ關スル事項挿入ノ件
（新嘉坡、パタビヤ提案）
南洋印度方面ノ事情ハ未タ暫ク本邦ニ知悉セララルルニ至ラサル處
官總方カ本邦ニ取り極メテ重要ナル次第ハ本會議務頭ニ於テ決議

案トシテ滿場一致可決シタル通りナルニ願ミ當地方ノ實情ヲ本邦ニ紹介スルハ曠ル肝要ナリ
就テハ其一方法トシテ小學校教科書中ニ當方面ニ關スル事項ヲ挿入スルニ於テハ其效果多大ナルヘキヲ信ス依テ適當ノ機會ニ於テ之ヲ實現スル機取計アラフコトヲ希望ス
因ニ我文獻中ニハ南洋ヲ以テ猛獸毒蛇ノ巢穴トシ且氣候酷熱惡疫流行スル等邦人ヲシテ南洋ヲ嫌忌セシムルカ如キ記事ヲ掲クルモノアル處如斯誤解ハ速ニ之ヲ訂正スルノ必要ヲ認ムルモノナリ

戊、視學官派遣方ノ件（新嘉坡提案）

現在南洋ニ於ケル指定學校タル香港、マニラ、新嘉坡各小學校ニ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

其の第一は、現行の教育行政の改善、第二は、新嘉坡各小學校の
教育の充實、第三は、科（職業科）の設置（案）

以上述べた事項は、教育行政の改善に必要と認められる事項に
關して、現行の教育行政の改善、第二は、新嘉坡各小學校の
教育の充實、第三は、科（職業科）の設置（案）

於テハ學務委員ヲ設ケ學校ノ完備ヲ期シ居レルニ委員ハ必スシモ
教育上ノ經驗乃至意見ヲ有スルモノニアラス從テ教育ニ關シテハ
主トシテ校長以下教員等ノ意見ニ基キ其經營教授ハ總テ之ニ一任
シ居ル有様ナルカ如ク新狀態ヲ以テシテハ到底教育上完璧ヲ期シ得
サルヘシ依テ文部省ヨリ偏狹ナラサル視學官ヲ時々派遣シ指導ヲ
與ヘラルルト同時ニ在外兒童教育ニ關スル調査ヲ爲サレンコトヲ
希望ス

己、新嘉坡ニ寄宿舎設置費用補助方ノ件（新嘉坡提案）

新嘉坡ヲ中心トシテ附近ニ散在スル邦人兒童ハ距離ノ關係上同地
小學校ニ通學不可能ノ狀態ナルカ是等兒童ヲ收容スル爲同地ニ寄
宿舎設置ノ計畫アリ依テ設置費ノ半額ヲ在留民ヨリ釀出シ半額ヲ

諸君等諸人相推して道で發見使人手取を吾輩諸君に願出を平請て
小學堂に關係不申願入建議ナハル我等發見道々存容ナハル同様に書
據其等の中ナリマ相致ニ於テハ其人等種ハ現場入閣諸士同致
5、海軍省ニ發見會同諸君等相推して、我（海軍省）

與ハる等ハ同様に吾輩發見道々存容ニ願出を平請て、我（海軍省）
等ハ入閣を文相諸君に請願ナリ、我（海軍省）等ハ現場入閣諸士同致
と願出を平請て、我（海軍省）等ハ現場入閣諸士同致
主ナリ、我（海軍省）等ハ現場入閣諸士同致
海軍士人等、我（海軍省）等ハ現場入閣諸士同致
我（海軍省）等ハ現場入閣諸士同致

閣庫ヨリ支給セラレ速ニ之カ實現ヲ見ルニ至ラムコトヲ希望ス

國庫より支拂せしむるに之は實益を蒙るに至らざるを以て懸念す

第六節 本邦醫配置、巡迴若ハ病院設置

及補助ニ關スル件

(バタビヤ、シドニー提議)

南洋印度方面ニ於テハ本邦醫ノ開業容易ナル地方ト然ラサル地方トアルカ言語ノ關係等ヨリ本邦醫師ノ配置、巡迴或ハ病院設置等ヲ希望スル向少ナカラス然ルニ本邦醫ノ患者ハ例外ノ場合ヲ除キ概シテ日本人ノミニ限ラルルヲ以テ少數ノ日本人ヲ目的トシテ開業スルハ收支償ハス依テ開業容易ナル地方ニハ本邦ヨリ醫師ヲ招聘シ之ニ政府ヨリ相當補助ヲ與ヘ長セ必要ヲ感シ居ル地方ヨリ順次配置又ハ巡迴セシメ或ハ中心地ニ日本人病院ヲ設クル等ノ必要アリト認ム又蘭領印度其ノ他帝國トノ間ニ醫師

（バタビヤ提議）

イ、

マカッサルノ領土ハ、ハルマテラ島ニ對シテ、ニカラ
ニテ、先々、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、
領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、
領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、

（バタビヤ提議）

マカッサルノ領土ハ、ハルマテラ島ニ對シテ、ニカラ
ニテ、先々、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、
領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、領土ヲ入、

マダンハ、蘭領印度外領中、最モ企業ノ盛大ナルスマトラ島ノ中
心ニシテ、邦人經營ノ産業又見ルヘキモノアリ、現時在留民約七
百名、從テ同地ニ領事館ヲ設置シ、事業獎勵ト在留民保護ノ任ニ
當ラシムルノ必要アルハ、言テ俟タス、目下在バタビヤ領事館
ニ於テ、管轄シ同地日本人會ヲ通シ、其ノ衝ニ當ラシメ居ルモ頗
ル不充分ナリ

乙、マカッサル（バタビヤ提議）

マカッサルハ、セレベス及ニユーギニア方面ノ物産集散地及内外
航路ノ要點タリ、現時在留邦人百二十有餘名、貿易其ノ他各種ノ
營業ニ從事シ居レリ、是等在留民ノ指導保護ノ上ヨリ見ルモ將
又彼我貿易獎勵ノ上ヨリ見ルモ同地ニ領事館設置若ハ書記生

...

...

窪田（三菱）等ノ大農園アリ將來本邦人ノ南洋發展上重要ノ
地帯ナリ而シテサングダカンハ北ボルネオ州中最セ繁盛ノ地
ニシテジエスルトン一支那總領事駐在ス一ト共ニ政廳所在地
タリ即續登ハ半年ヲジエスルトンニ半年ヲサングダカンニ還ス
現狀ナリトス

汽船航路ニ關シテハ本邦船ノ寄港アルノミナラス香港及濠洲
ニ通スル外國船ノ寄港スルアリ港灣良好ニシテ石炭供給地ニ
近ク又サングダカンニ通スル航路アリダバオトノ連絡ニ便ナ
リ依テ同地ニ領事館ヲ設ケ主トシテ邦人ノ企業並移殖ニ關ス
ル調査ヲナシ將來發展ノ地盤ヲ作ルノ必要アリト認ム

調査を以て將來發展の基礎を打つて後進してイタム
リ得る間もニ設法を以て主として我々の企業並に二國大
五又及ぶに於てはニ設法を以て我々の企業並に二國大
ニ進スルに備へて我々の企業並に二國大
六設法を以て我々の企業並に二國大
七設法を以て我々の企業並に二國大

又ニ設法を以て我々の企業並に二國大
ニ進スルに備へて我々の企業並に二國大
六設法を以て我々の企業並に二國大
七設法を以て我々の企業並に二國大

成、サンボアング（マニラ提案）

ミンダナオ島ハ比律賓群島ニ於ケル一大寶庫ナルモ未タ殆ト開
發セラルルモノナク人口頗ル稀薄一方哩ニ付キ僅ニ十四五人ニ
過キスサンボアング市ハ同島ノ首都ニシテ我郵船會社濠洲航路
往復共ニ寄港シ又南洋諸島間航路ノ終航地ナルヲ以テ南部比島
ニ於ケル物産ノ集散市場ナリトス
米國ハ護謨ノ消費國タルニ不拘其ノ市價ヲ英領馬來ニ依リ左右
セラルルヲ遺憾トシ其ノ屬領ニ護謨新地ヲ求メ調査ノ結果ミン
ダナオ島ヲ以テ好適地トシ最近資本家代表 Vance 等一行
専門技師ト共ニ實地踏査シ其ノ可能性ヲ認メコタバト平野並ニ
港ノ對岸バシラン島ヲ選定シ米貨一千五百万弗ヲ投シテ栽培業

漸く其地ハ大ニ開キ農家ハ米賣一千五百石程ノ米賣ニ至リテ農家

專門耕種ニ志ス其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

其地ノ地味ハ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味トシテ其ノ地味

キ企畫セリ同一行カ同地在留本邦人某ニ語リタル處ニ欲レハ耕

作ニ要スル労働者ハ結局日本人ヨリ外ナク本邦現下ノ賃銀ニテ

ハ見込ミ少ナキモ兩三年後賃銀低下スルニ於テハ本邦移民ノ誘

入困難ナラサルヘシトノコトナリ

目下ノ處同方面ノ在留者ハ約五百人（但ダバチヲ除ク）ニシテ

其ノ主ナル職業ハ貿易商ホリ諸島ニ於ケル眞珠採集業也二三稀

子謾耕耕地従業者ナリ

同地日本人會ハ案ヨリ商業會議所官憲團ニ於テモ我カ會社館ノ

設置ヲ希望シ居ル旨特ニ同地代表者ヨリ申出アリタリ

己、メルボルン（シドニー提案）

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

現在濠洲ノ地位ハ政治上貿易上著シク注意ヲ要スルコトトナリ

其五、新増入賦對ハ、通商手続ノ上ニ於テモ、賦課ノ是ルハ、口ナシキ...

通商手続ノ是レハ、同ノ目的ニ同様ニ其ノ中ニ於テモ、
同様に日本人會ハ集ヒテ、或ル會同ノ旨ヲ有テ、
千餘名ヲ集メ、其ノ中ニ於テモ、
其ノ主モ、其ノ結果ハ、實ニ其ノ口ニ在リ、
目下ハ、同式ニ依リ、五會同ハ、其ノ正百人ハ、
大國ニシテモ、其ノハ、
ハ、其ノ主モ、其ノ中ニ於テモ、
其ノ主モ、其ノ中ニ於テモ、
其ノ主モ、其ノ中ニ於テモ、

聯邦政府ノ對日態度、聯邦議會ノ對日態度等ハ常ニ注意ヲ要ス
ルノミナラス聯邦政府トノ間ニ於テ移民、貿易、航海、關稅等
ニ關シ交渉案件著シク其ノ數ヲ加フ之カ目的ヲ達成センカ爲ニ
ハ從來ノ如ク英國政府ヲ通シテ交渉スル如キハ結局自治領ノ權
限ヲ外部ヨリ干涉スルモノニシテ目下ハ其ノ效大ナラス右交渉
ハシドニ一總領事館ニ於テ之ヲナスコト從來ノ慣習ナルモ之亦
文藝ニ依ル交渉ハ對濠理解上面白カラサルノミナラス同市ハ對
濠貿易上ノ實際問題ヲ取扱フニ忙シク常ニ日濠政治的全般的關
係ニ努力スル能ハス故ニ至急聯邦首府タルメルボルンニ總領事館
ヲ置ク必要アリ吾人ノ見解ヨリスレハメルボルン總領事館新設
ノ如キハ大戰前ニ於テナスヘカリシナリ

派ミキト使マハ于以土ニ使スヘシトモ其國庫ニハ接迎請願
今日諸君夫、是ナハ國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來者
與、マニム（心算ニテ提案）

ハキヤスモ其國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來者
今日諸君夫、是ナハ國庫ニ使イニ后才式百餘ナリテ其來者
與、マニム（心算ニテ提案）

ニ於テ爲ス能ハス又白濠主義者ハ濠洲熱帶國人口増殖ニ關シ常
ニ神經ヲ過敏ナラシムル故我國對濠發展上ノ實際ヲ考慮スル爲
同市ニ領事館ヲ設置スルヲ必要トス

辛、ニューカレドニア島メア市（シドニー提案）

同地ニハ目下二千名ノ本邦人アリテ之カ取締保護ハ急ヲ要スル
モシドニーヨリ海ヲ隔テ又便船不便ナル爲メシドニー總領事館
ノ注意及ハサル虞アリ又同島ニハ本邦人ノ産業上ノ發展可能ニ
シテ殊ニニツケル鐵山ノ如キハ有望ナル故本邦人發展上同地ニ
領事館設置ヲ希望ス

壬、カラチ（孟買提案）

カラチハ英領印度ノ西北隅シンド州（孟買省ノ管轄）ノ西北端

此等ノハ英領印度ノ西本國ノノイ候（孟買省ノ邊境）ノ由本國
（孟買省ノ邊境）

南洋諸島ヲ參照ス

此等ノハ英領印度ノ西本國ノノイ候（孟買省ノ邊境）ノ由本國
（孟買省ノ邊境）

南洋諸島ヲ參照ス

ニ位スル主要海港ニシテ所謂英領印度五大港ノ一タリシンド。

パンジャブ由北國境ノ三州ハルガズ、アフガニスタン、カ
シミヤ等廣大ナル背地ヲ控ヘ是等地方ヘノ輸出入ノ大部分ハ同
港ヲ經由スル一方最モ歐洲ニ近接（孟買ヨリ海路二日）シ且英
領印度極東地方トノ關係ヨリ單ニ海港トシテ將來矚目セラルル
ノミナラス海軍上ノ意味ヨリ英領政府ノ重要視スルトコロタ
リ此フルニパンジャブ、シンド、兩州ニ於ケル農産物ハ灌漑工事
ノ進歩ニ伴ヒ逐年増加スルノミナラス昨年ニ於テハ多年ノ懸案
タリシインダス河ヲ一運河ノ大計畫英國印度省ノ認可ヲ得
タルヲ以テ同地方農産物産出ノ將來ハ更ニ有望ノ度ヲ加ヘカラ
テ港將來ノ發展ニ關シテハ一層耳目ヲ惹クニ至リタル又故ナシ

同港迄ハ英國汽船ノ獨占ニ屬スルト(二)同港ニ本邦金融機關ノ設
ナキニ主因ス(米國ハ同埠ニスワンダード石油會社出張所兩三
未タ之カ發展ヲ見サルハ(一)本邦ヨリ直航線ノ配置ナク孟買ヨリ
本邦品ニシテ同港ヲ通シテナサル需要紗ナカラサル筈ナルニ
種物等ノ本邦需要處産物當港ヲ經由シ同時ニ雜糸布雜貨ノ如キ
設ケタルモノ數ケ所ニ及ヒ投資額尠ナカラス又棉花ハ勿論小麥
現狀ナリト雖モ棉花會社ハ同埠方棉産地ニ繰綿工場俵裝工場ヲ
産カ爪哇糖ノ輸入ヲナス旁本邦品雜貨並外國間貿易ニ携ハルノ
出張員ヲ置キ併テ本邦綿布ノ販賣ヲ爲サシメツツアルト三井物
トセス繰ツテカラチ對本邦貿易ハ本邦棉花商カシンド、パンジ
ヅブ兩州ニ於テ直買スル棉花ヲ同港經由孟買ヘ積出サンカ爲メ

トセス繰ツテカラチ對本邦貿易ハ本邦棉花商カシンド、パンジ
ヅブ兩州ニ於テ直買スル棉花ヲ同港經由孟買ヘ積出サンカ爲メ
出張員ヲ置キ併テ本邦綿布ノ販賣ヲ爲サシメツツアルト三井物
産カ爪哇糖ノ輸入ヲナス旁本邦品雜貨並外國間貿易ニ携ハルノ
現狀ナリト雖モ棉花會社ハ同埠方棉産地ニ繰綿工場俵裝工場ヲ
設ケタルモノ數ケ所ニ及ヒ投資額尠ナカラス又棉花ハ勿論小麥
種物等ノ本邦需要處産物當港ヲ經由シ同時ニ雜糸布雜貨ノ如キ
本邦品ニシテ同港ヲ通シテナサル需要紗ナカラサル筈ナルニ
未タ之カ發展ヲ見サルハ(一)本邦ヨリ直航線ノ配置ナク孟買ヨリ
同港迄ハ英國汽船ノ獨占ニ屬スルト(二)同港ニ本邦金融機關ノ設
ナキニ主因ス(米國ハ同埠ニスワンダード石油會社出張所兩三

... 船隻は、船主の委託する船長に、船中の事務を任され、船主は、船長の報告を待つ。船長の報告は、船中の事務の進捗、船員の状況、船の安全などを示す。船主は、船長の報告を基に、船中の事務を管理する。船長の報告は、船主の利益を守るために、船中の事務を適切に管理する必要がある。船長の報告は、船主の利益を守るために、船中の事務を適切に管理する必要がある。

因ニ右直航線カ孟買ニ寄港スルモ孟買等ヨリカラチ行荷物ヲ積
取ラサル以上沿岸貿易ノ問題ハ起ラス本邦船隻會社對英印汽船
會社トノ交渉ハ敢テ困難ナルモノニアラスト思考セラル

癸、マドラス（孟買提案）

マドラス港ハ英領印度三大州ノ一ナルマドラス州ニアリ所謂印
度五大港ノ一ニシテ貿易額亦爾貢港ニ次ク現下本邦船隻ノ店舗
ヲ有スルモノナシト雖モ本邦製品トシテハ多量ノ總糸、絲糸、
各種雜貨賣行アリ歐洲製品ハ其ノ地理的關係ヨリ孟買經由マド
ラスニ入ルモ本邦ヨリ輸入可能ノ商品カ今尙マドラスニ其ノ市
場ヲ見出ササルハ畢竟本邦ヨリノ直航線ヲ缺キ本邦品ノマドラ
ス直輸入カ新嘉坡積替ヲ要スル現情ト而モ新嘉坡マドラス間ハ

大英領印度五港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置
ニ領事館ヲ設置ス
要之英領印度五大港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置
シテ直統船ノ配置ヲ見我カ領事館ノ新設セララルルニ至ラ
ハ對印貿易將來ノ發展ニ資スル甚タ大ナリト謂フヘシ（何レノ
方面ヨリ觀ルモ貿易關係カ本邦ヨリ多カラサル米國ハ夙ニ同港
ニ領事館ヲ設置ス）
要之英領印度五大港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置

英印汽船會社ノ獨占ニシテ運賃頗ル高ク我商品ハ一度孟買ニ輸
入シ更ニ高率ノ貨率ヲ支拂ヒ鐵道便ニ依リマドラスニ運搬セラ
ルルカ爲ナリト謂ハサルヘカラス

本邦貿易額ノ現狀ハ今直チニ利益ヲ得テ本邦直統船ヲ配置シ得
ルノ域ニ達シ居ラスト雖モ本邦甲谷陀航路カ一ヶ月一回丈ケ蘭
貢寄港ヲ改メテマドラス寄港トセハ其ノ實行蓋シ容易ナルカ如
シ斯クシテ直統船ノ配置ヲ見我カ領事館ノ新設セララルルニ至ラ
ハ對印貿易將來ノ發展ニ資スル甚タ大ナリト謂フヘシ（何レノ
方面ヨリ觀ルモ貿易關係カ本邦ヨリ多カラサル米國ハ夙ニ同港
ニ領事館ヲ設置ス）
要之英領印度五大港中甲谷陀、孟買、蘭貢ハ本邦直統船ノ配置

英領印度洋領事官大塚中平君、印度洋領事官の本職を兼ねて、

印度洋領事官の職務を兼務す。

又、印度洋領事官の職務を兼ねて、

印度洋領事官の職務を兼務す。

又、印度洋領事官の職務を兼ねて、

印度洋領事官の職務を兼務す。

又、印度洋領事官の職務を兼ねて、

印度洋領事官の職務を兼務す。

アリ今ヤカラチ直航船配置ハ同港將來ノ發展ニ鑑ミ焦眉ノ急ニ
シテ更ニ印度東海岸ニ位スルマドラスニ前陳ノ方法ヲ以テ直航
船配置ヲ計リ領事館ヲ新設スルハ將來我對印貿易上等閑ニ附シ
難シト思考ス

新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件
本邦通信勢力圏ノ擴張發達ヲ計ル上ニ於テ先ツ通信社ノ財政的獨
立ノ速成ヲ計ラサル可カラス然ルニ政治通信ニテハ購買者ヲ得ル
コト困難ナレハ經濟通信ノ適當ナル組成ニ依リテ購買者ヲ求メ以
テ其目的ヲ達セサルヘカラスト思考ス此總旨ニ於テ南洋及印度進
信機關ノ設置ヲ工夫シタリ且ツ其中心地トシテハ新嘉坡ヲ選フヘ
キカ在新嘉坡邦字新聞南洋日日社ハ未タ其力ナキモ相當ノ援助ヲ
得テ之ニ當ラントスル希望アリ本會議ヲ機トシ新嘉坡總領事宛考
慮方ヲ申出タリ同社ヲ援助シ新嘉坡ヲ中心トスルノ可否ニ就テハ
異論アルヘキモ本件ニ關シ本省ノ研究考慮ヲ希望ス

第八節 新嘉坡ニ南洋及印度經濟通信機關設置ノ件

本邦通信勢力圏ノ擴張發達ヲ計ル上ニ於テ先ツ通信社ノ財政的獨
立ノ速成ヲ計ラサル可カラス然ルニ政治通信ニテハ購買者ヲ得ル
コト困難ナレハ經濟通信ノ適當ナル組成ニ依リテ購買者ヲ求メ以
テ其目的ヲ達セサルヘカラスト思考ス此總旨ニ於テ南洋及印度進
信機關ノ設置ヲ工夫シタリ且ツ其中心地トシテハ新嘉坡ヲ選フヘ
キカ在新嘉坡邦字新聞南洋日日社ハ未タ其力ナキモ相當ノ援助ヲ
得テ之ニ當ラントスル希望アリ本會議ヲ機トシ新嘉坡總領事宛考
慮方ヲ申出タリ同社ヲ援助シ新嘉坡ヲ中心トスルノ可否ニ就テハ
異論アルヘキモ本件ニ關シ本省ノ研究考慮ヲ希望ス

大府特選會同經濟發展本部... 南洋方面經濟發展策
南洋方面經濟發展策
南洋方面經濟發展策

第三章 附錄（南洋方面經濟發展策答申）

本省諸問案ハ本會議々專中常ニ第一ニ討論シタル處ナルモ右ノ中

南洋方面經濟發展策

ニ關スル議題及議事要録ハ大體帝國經濟會議ノ綱目ヲ基礎トシ本省
及各館提出ノ議案ヲ之レニ配布併合スルノ方針ニ依リ作成シタルモ
ノナルニ付動記本省諸問案ニ對シテハ通覽ノ便ヲ計リ重複ヲ厭ハス
周知ノ通り特ニ答申書ヲ起草シタル次第ナリ

南洋方面經濟發展策
 (一) 貿易發展策
 (1) 本邦ニ於ケル對南洋輸出組合ノ新設及企業組合、輸出組合制度
 ノ改善上特ニ注意ヲ要スル點如何
 (答申) 本邦品間ノ激烈ナル競争、同一製品間ニ行ハルル自發的
 競争ヲ防止シ進ンテ企業者ヲシテ協方シテ外國品ニ對抗セシム
 ルコト現下ノ急務ニシテ之カ爲ニハ製造家ノ合同協定、共同販
 賣ヲ奨励シ之ヲ輸出高及販賣端ニ於ケル開墾、卸屋ニ及ホスコ
 ト重要ナリト思考ス之カ實現ノ順序トシテ輸出組合ノ新設ハ極
 メテ急同スルトコロナリ
 然レトモ組合ヲ作ル目的中ニハ之ニ依リテ金融ノ便宜ヲ得ルコ

(南洋方面經濟發展策)

(1) 貿易發展策

(一) 本邦ニ於ケル對南洋輸出組合ノ新設及企業組合、輸出組合制度
ノ改善上特ニ注意ヲ要スル點如何

(答申) 本邦品間ノ激烈ナル競争、同一製品間ニ行ハルル自發的
競争ヲ防止シ進ンテ企業者ヲシテ協方シテ外國品ニ對抗セシム
ルコト現下ノ急務ニシテ之カ爲ニハ製造家ノ合同協定、共同販
賣ヲ奨励シ之ヲ輸出高及販賣端ニ於ケル開墾、卸屋ニ及ホスコ
ト重要ナリト思考ス之カ實現ノ順序トシテ輸出組合ノ新設ハ極
メテ急同スルトコロナリ
然レトモ組合ヲ作ル目的中ニハ之ニ依リテ金融ノ便宜ヲ得ルコ

諸君の御意見を参考し、政府の意向を察し、
 貴社の利益を考慮し、政府の意向を察し、

貴社の利益を考慮し、政府の意向を察し、
 政府の意向を察し、貴社の利益を考慮し、
 政府の意向を察し、貴社の利益を考慮し、

(1) 貴社の利益

(一) 本邦の利益を考慮し、政府の意向を察し、

トテモ言マルルナラムカ之ニ重キヲ置クヨリハ寧ロ右共同販賣
 ノ實現ヲ主眼トセサルヘカラスト思ヒス即チ現在ノ同業組合ノ
 如ク價格ノ維持其他徒ラニ眼前ノ自利ヲ圖ルニ汲々トシテ新業
 ノ發展ニ却テ害アルヤニ慮ハルルカ如キモノタラシメサル用意
 ヲ緊要トス猶斯種組合成立ノ困難ハ特ニ企業者間ノ入學困難ナ
 ル點ニ留意セラレズノ新方針實行ニ當リテハ入學上ノ紛糾ヲモ
 解決スル決心ヲ要シ、之カ爲ニハ企業者ヲ導シテ入學問題ノ
 解決ヲ計ルコト最モ有效ナリト思考ス

(二) 對南洋輸出金融法制定上特ニ注意ヲ要スル點如何

(答申) 大輸出會社ニ對シテハ輸出促進ノ爲メ此際特ニ輸出金融
 法制定カ絕對ニ必要ナリトハ思ヘサルモ在南洋邦人小規模直輸

答申一 大蔵省所出之通令ニ依リテハ銀行法及銀行令ノ施行ニ當リテハ銀行ノ設立及業務ノ監督ハ銀行監督官ノ職ニ屬スルコトナリ

答申二 銀行ノ監督ハ銀行監督官ノ職ニ屬スルコトナリ

入商ニ對スル金融ハ從來不足ノ憾アレハ若シ右金融法ニシテ制定セラルトセハ是等直輸入商ノ均等シ得ルヤウ取計ハシ

(三) 在南洋邦商間ニ信用組合ヲ組織セシムル方法如何

(答申) 將來右實現ヲ見ルヤウ適當ノ指導必要ナリト認ムルモ今直チニ之ヲ實現セシムルコト困難ナル實情ナリ今日トシテハ寧ろ會議要録中所載ノ信託式小銀行ヲ創立シ之カ株式ニ應募セシムルコト適當ナリト思存ス

(四) 在南洋邦人商業會議所又ハ實業協會ノ創設及之カ利用ニ關スル意嚮如何

(答申) 南洋印度方面ノ貿易統計取引慣習取引先市況及外國品等ノ調査現在頗ル不充分ナルハ商業會議所又ハ實業協會ヲ適當ノ

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

一、南洋方面ニ於テハ南洋全體
前ヲ總セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

現ニ創設シ又ハ既設ノモノノ發達ヲ助成シ右調査ヲ十分ナラシ
ムルコト必要ニシテ即チ現在ノ新嘉坡實業協會一スラバヤル及
一スマラン一聖島商組合孟買ノ棉花輸出商組合ノ發達助成ニ努
ムルト共ニ一スラバヤルニ砂糖輸出商組合ノ創設一バタビヤル
一マカツサレ、一ノダン一彼南、盤谷、蘭貢、甲谷陀其他適當
ナル各地ニ輸入商組合ノ創設ニ助力スルコト緊要ナリト認ム
之カ利用ニ關シテハ從來富方面ニハ内地當業者ノ照會ニ對スル
調査回答懸隔ナク在外公館モ到底多數當業者ノ要求ヲ満足セシ
ムルコト能ハサレハ右機關ノ創設並既設機關ノ助成ニ依リ内地
當業者ヲシテ直接之等機關ト通信セシムルノ途ヲ開キ以テ其目
的ヲ達セシムルヤウ致シタシ猶現在南洋方面ニ於テハ南洋全體

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列）

ノ意見ヲ綴メ之ヲ當局又ハ内地一般公衆ニ上申周知セシムル機
關ヲ缺クカ爲南洋方面ニ關シ必要ナル理解ト輿論ヲ喚起スル上
ニ不利不便アレハ之等會議所又ハ組合ノ聯合機關ノ形成ヲ必要
ナリト認ム而シテ之カ順序トシテ先ツ種々ノ組合又ハ會議所ノ
創設助成ヲ必要ナリト思考ス

更ニ斯種機關利用ノ一方法トシテ内地各府縣商品陳列館トノ連
絡ヲ探ラシメタシ由來内地ノ商品陳列館ハ製造方面ノミニ其力
ヲ傾倒シ輸出販賣方面ヲ等閑ニ附シタル弊アリ今後輸出販賣ニ
關シ當業者ノ指針タラシムル必要アリト痛感スル所アルヲ以テ
在外斯種機關トノ連絡ハ最モ有效ニシテ指導宜シキヲ得ハ其效
果大ナルモノアリト認ム

大分県立総合資料館

本邦産物... 南洋方面... 印度人... 南洋方面排日ノ場合ニハ主トシテ印度人ヲ利用スルコト有効ナルヘキモ彼等ノ取扱商品ニハ自ラ種類局限セラレ居ルヲ以テ充分ナル利用可能ナラス歐米商人利用ノ範圍ハ之亦印度商人ニ比較シテ更ニ局限セラレ居ルヲ以テ有效ナリト認メス結局本邦人間屋卸屋ノ數ノ増加ヲ計ルコト必然ナリト認ム

南洋方面排日ノ場合ニハ主トシテ印度人ヲ利用スルコト有効ナルヘキモ彼等ノ取扱商品ニハ自ラ種類局限セラレ居ルヲ以テ充分ナル利用可能ナラス歐米商人利用ノ範圍ハ之亦印度商人ニ比較シテ更ニ局限セラレ居ルヲ以テ有效ナリト認メス結局本邦人間屋卸屋ノ數ノ増加ヲ計ルコト必然ナリト認ム

因外國商人ヲ利用シ本邦品ノ賣込ヲ實行スル餘地アリヤ否ヤ又アラハ如何ナル方法ニ依ルヘキヤ

(答申) 右ハ主トシテ排日對策トシテノ諮問ナルヘシト了解ス南洋方面排日ノ場合ニハ主トシテ印度人ヲ利用スルコト有効ナルヘキモ彼等ノ取扱商品ニハ自ラ種類局限セラレ居ルヲ以テ充分ナル利用可能ナラス歐米商人利用ノ範圍ハ之亦印度商人ニ比較シテ更ニ局限セラレ居ルヲ以テ有效ナリト認メス結局本邦人間屋卸屋ノ數ノ増加ヲ計ルコト必然ナリト認ム

屋卸屋ノ數ノ増加ヲ計ルコト必然ナリト認ム

(內見切品共同販賣所ヲ新設シ邦人間ノ競争ヲ輕減スル方法ノ可否如何

(答申) 右ハ極メテ適當ナル考案ナリト思惟セララルルモ共同販賣

(註) 本邦製品ノ廣告及宣傳上如何ナル方法ヲ用フヘキカ

所ノ新設ハ其筋道トシテ適當ナル販賣市場ノ發見又ハ設定ヲ必
要トス仔細ニ調査研究スレハ必スヤ適當ナル斯種市場ノ發見又

ハ設定可能ナリト思惟スルモ斯種市場ヨリ見切品ノ他市場へ流
出方ヲ防止スルニ非レハ其目的ヲ達スルコトハ能ハス加之外國

ニ於ケル斯種防止ハ法律ノ力ヲ用フルコト能ハサルカ故結局企
業製造家ノ台同又ハ共同販賣確立シ在外問屋ニ對スル排外的一

手取引行ハルルニアラサレハ此考案ノ實現不可能ナリ猶製造者
ノ共同販賣在外問屋トノ一手取引行ハルルニ於テ見切品ノ處分

ノ必要モ自然輕減セラルヘシト思考ス然レハ根本ハ寧ろ共同販
賣一手取引確立ニ在ルヘシ

所ノ新設ハ其筋道トシテ適當ナル販賣市場ノ發見又ハ設定ヲ必
要トス仔細ニ調査研究スレハ必スヤ適當ナル斯種市場ノ發見又

ハ設定可能ナリト思惟スルモ斯種市場ヨリ見切品ノ他市場へ流
出方ヲ防止スルニ非レハ其目的ヲ達スルコトハ能ハス加之外國

ニ於ケル斯種防止ハ法律ノ力ヲ用フルコト能ハサルカ故結局企
業製造家ノ台同又ハ共同販賣確立シ在外問屋ニ對スル排外的一

手取引行ハルルニアラサレハ此考案ノ實現不可能ナリ猶製造者
ノ共同販賣在外問屋トノ一手取引行ハルルニ於テ見切品ノ處分

ノ必要モ自然輕減セラルヘシト思考ス然レハ根本ハ寧ろ共同販
賣一手取引確立ニ在ルヘシ

所ノ新設ハ其筋道トシテ適當ナル販賣市場ノ發見又ハ設定ヲ必
要トス仔細ニ調査研究スレハ必スヤ適當ナル斯種市場ノ發見又

ハ設定可能ナリト思惟スルモ斯種市場ヨリ見切品ノ他市場へ流
出方ヲ防止スルニ非レハ其目的ヲ達スルコトハ能ハス加之外國

南洋南洋印度方面本邦輸出品ノ種類ト之ヲ需要スル土人ノ
程度ヲ考慮スレハ一部ノ商品ヲ除キテハ廣告及宣傳ノ必要ナキ
ヤニ考ヘラル專口專用商標制度ヲ實行シ之カ賈込ヲ在外間屋ヲ
シテ努力セシムル下述カニ有效ナリト認メラル
廣告及宣傳ノ必要ナル商品ニ就テハ完備セル工場其ノ他ノ活動
映畫新聞廣告電車電柱壁ノ廣告ビラ及一般興業場ノ利用等ニ
シテ特ニ南洋印度特殊ノ方法ヲ認メス

(丙) 大正十一年南洋南洋協會會議答申中

(イ) 支那人孟買人猶太人等ノ仲介ニ基ク弊害ヲ除クコト
(ロ) 冗贅ヲ節約シ品質ヲ改善シ仲介者ヲ壓迫ヲ避クルコト
ニ付其後多少改善ノ跡アリヤ又如何ニシテ之カ速カナル實現ヲ

ニ付其利益を廻轉入額でリ又取崩ニシテ之を差止テ其賣得
同式受テ賣得之品或モ廻轉之積金并テ諸債を減ぐルコト
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中

由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中
由之種人並買人等支人等ノ積金ニ基キ其容を留メロイ
同式其十一等通商事務會同答申中

計リ得ヘキヤ

(答申) 何等改善ノ跡ヲ認メス等日本邦品近來價格割高ノ爲之等
仲介商人カ本邦品ヲ拾テテ他國品ニ走リツツアリ
仲介商人ノ壓迫ト稱シ弊害ト云フモ皆本邦製造家ノ弊責ニシテ
寛ク彼等ノ誘惑ヲ拒絕シ得サルニ起因スルモノニシテ之カ救濟
方法トシテ最近資金ノ融通ト販賣ノ監督ニアリ徒ニ輸出品検査
ニ依リテ目的ヲ達セントスルモ其效果ナシト認ム
是等仲介商人ハ其組織少ク南洋印度市場ニ於テ本邦雜食ヲ外匯
品ニ代換賣込上其功頗大ニシテ邦人間通商南洋印度市場ニ對
道スル途ハ今似共彼等ヲ利用セサルハカラス弊ハ彼等ニアラス
シテ本邦小製造家ノ薄資ナルニアリ此點考慮アリタシ尤モ大製

米市場へモ莫込ムコトヲ工夫スルハ本邦將來ノ爲必要ナリト
志考ス更ニ是等工業發達助成機關特設考慮アリタシ
(H)南洋ニ於ケル金融機關統一又ハ改善ノ要否如何
一答申一南洋ニ於ケル金融機關トシテハ正金、台銀、華南、住友
三井ノ五行ナルカ之ヲ統一スルコト事實ハ可能ナリト認メラル
ルノミナラス其必要モ認メス今日ニ於テハ台銀モ金融中
止シ爲替ノミヲ取扱フコトナリタレハ華南ヲ除キ四行ハ全ク
爲替銀行トシテ之カ改善モ其必要ヲ認メス唯之等銀行ハ大銀行
ニシテ小口取引ヲ面倒トスル關係上邦人小規模直輸入商及在留民ノ金
融ニ關シテハ遺憾ナル點尠カラス是等爲替銀行ノ下ニ會社要員
加信託式小銀行ノ創設又ハ邦人金融業者ノ發達助成ノ必要アリ

新シ商標法ノ邦文附子ノ刊行ニ他種若重項ノ重要ヲナシツツア
リテ富業者ヲ裨益スルコト大ナリト認ム然レトモ未タ富業者ノ
之ヲ利用スルモノ尠ク充分其利益ヲ發揮セサル筈アレハ之ニ内
地富業者ニ同知セシムル方法ヲ講スルト共ニ同業會支那ハ入手
小足ナレハ右種富ノ補助金給與スルノ要アリト認ム猶內地ニ
於テ細印印刷法ノ專門家ヲ養成配屬万効成ノ必要アリ

此法ノ利便ニ由リて富業者ノ利益ヲ裨益スルコト大ナリト認ム然レトモ未タ富業者ノ
之ヲ利用スルモノ尠ク充分其利益ヲ發揮セサル筈アレハ之ニ内地富業者ニ同知セシムル方法
ヲ講スルト共ニ同業會支那ハ入手小足ナレハ右種富ノ補助金給與スルノ要アリト認ム猶内地
ニ於テ細印印刷法ノ專門家ヲ養成配屬万効成ノ必要アリ

南洋方面ニ於テ將來本邦人ノ經營シテ有望ナルヘキ事業ノ種類
（答申）
（A） 糖業
（B） 鑛業
（C） 林業
（D） 製造工業

(2) 産業上ノ發展策

(一) 南洋方面ニ於テ將來本邦人ノ經營シテ有望ナルヘキ事業ノ種類

(答申)

(A) 糖業

設設、砂糖、麻、ヤ子、茶、シトロネラ

(B) 鑛業

鐵、石油、石炭、滿俺、タローム、ボーキサイド

(C) 林業

南洋木材採製材業

(D) 製造工業

製糖、精米、ジュート紡績、綿花紡績、綿寸、硝子、陶器、莫

製糖、陶業、セメント、紙、鉄鋼、石油、化学工業、繊維工業、印刷、出版、放送、電気、ガス、交通、運輸、通信、娯楽、その他

(B) 商業

(C) 農業

(D) 工業

(答申)

(S) 通商手、貿易手

大小、玩具、製茶、絹織物、木箱

(二) 右事業ノ現況並其發展ニ障害トナル事情

(答申)

變換

最近再市價下落窮境ニ在リ而シテ小規模護謨園ニ於テ殊ニ甚シ
大規模ノモノ及商領ニ於ケルモノニシテ今日苦境ニ陥リ居ル原
因ハ主トシテ市價ノ下落ニ依ルヘシ尙不況ノ原因ヲ列擧スレハ

(一) 原價高カリシ事

(二) 借入金多ク金利高キ事

(三) 地味悪シク規模小ナリシ事

(四) 長期低利企業金融機關ヲ缺キタル事

（一） 日本銀行の金貨製造は、

（二） 金貨製造の設備は、

（三） 金貨製造の材料は、

（四） 金貨製造の技術は、

（五） 金貨製造の設備は、

（六） 金貨製造の材料は、

（七） 金貨製造の技術は、

（八）

（九）

（十）

（十一）

等ニ歸スヘシ

製糖

現在三工場中二工場ハ大體護謨園ト事情ヲ同フス

麻

現在何レモ苦境ニアリ其主因ハ勿論市價ノ下落ニ在ルモ畢竟充

分ナル資金ヲ有セスシテ着手經營セシニ基因ス

鐵

現在繰業中ノモノ一ナルカ事業其ノモノハ有利ニ經營シ得ルモ

ノナルモ經營者ノ急進方針ニ依リ目下金融ニ窮シツツアルモノ

ノ如シ

木材

本誌

大正十三年... 現業中ノモノ... 目下線業中ノモノ... 如シ

現線業中ノモノ一二アリ堅實ニ經營シ居ルモノハ順調ナル發達ヲ爲シ急進方針ヲ採レルモノハ目下金融ニ窮シツツアルモノ如シ

精米

目下線業中ノモノ一ヶ所アリ工場古キ爲メ有利經營困難ナルカ如シ

(三) 右障害ヲ除却スル方法其他邦人企業ノ發展上效果アルヘキ方策

(答申) 障害ノ大要ハ前述ノ通外部ヨリ來ルモノニアラスシテ自ラ招キタルモノナリ本邦企業家ノ通弊トシテ金融上充分ナル聯絡ヲ採ラス好況中高價買收ヲ事トスルカ爲メ今日ノ苦境ヲ招致シタルモノニシテ積極的ニ發展ヲ劃策スルトセハ先ツ長期低利

南洋地方ニ對スル本邦人ノ移殖ハ賃銀ノ低廉、酷熱、排日立法
等ニ因リ甚タ困難トスル所ナルカ何等カ移民發展ノ方策無キヤ
(答申) 南洋各地官民ハ本邦資本家ノ投資ヲ喜ブモ多數ノ移民ヲ
喜ハス投資企業ニ必要ナル労働者ハ土民、支那人又ハ印度人ヲ
使用スル事ヲ希望シ居レハ假令本邦移民カ本省諮詢中所載ノ困
難ナル事情ニ打勝トスルモ所謂移民ハ之ヲ行ハサルヲ可トス

(3) 移民發展策

(本答申簡略ニ過クルモ會議要録參照アリタシ)

融通ノ機關ヲ創設シ金融ヲ援助スルト共ニ事業經營ヲ指導スル
ニアリ 勸領拓殖銀行ノ例ニ倣ヒ必要ニ應シテ自ラ之ヲ經營スル
コトトスヘシ

南洋地方ニ對スル本邦人ノ移殖ハ賃銀ノ低廉、酷熱、排日立法
等ニ因リ甚タ困難トスル所ナルカ何等カ移民發展ノ方策無キヤ
(答申) 南洋各地官民ハ本邦資本家ノ投資ヲ喜ブモ多數ノ移民ヲ
喜ハス投資企業ニ必要ナル労働者ハ土民、支那人又ハ印度人ヲ
使用スル事ヲ希望シ居レハ假令本邦移民カ本省諮詢中所載ノ困
難ナル事情ニ打勝トスルモ所謂移民ハ之ヲ行ハサルヲ可トス

漁業の振興に資するは、本邦人移殖の途ナキヤ
 南洋漁業ハ大規模ノ經營ニ適セス土地事情ニ通曉セル者
 ナシテ地方官憲トノ聯絡ヲ採リ少數ノ漁夫ヲ移入シ着手スルヲ
 可トス蓋シ斯ノ如キ方法ニ依リテハ人口過剰緩和ノ效ナシト思
 考ス

(三) 投資産業ノ發達ヲ計リ本邦人移殖ノ途ナキヤ
 (答申) 多少ノ移殖ハ可能ナランモ(一)ニ於テ述ヘシカ如ク多數
 ノ移殖ハ望ム可ラス但從來南米方面ノ移民發達ノ障害ハ其地ニ
 於テ移民ヲ指導スルモノ無カリシコトト解セラルルトコロ當方
 面投資企業附屬移民ハ指導者ヲ有スル點ニ於テ優レルヲ以テ小
 數ナカラ此方面ノ移殖ハ助成ノ價值アリト認ム

(二) 例ヘハ本邦人漁夫移殖ノ途ナキヤ
 (答申) 南洋漁業ハ大規模ノ經營ニ適セス土地事情ニ通曉セル者
 ナシテ地方官憲トノ聯絡ヲ採リ少數ノ漁夫ヲ移入シ着手スルヲ
 可トス蓋シ斯ノ如キ方法ニ依リテハ人口過剰緩和ノ效ナシト思
 考ス

(三) 投資産業ノ發達ヲ計リ本邦人移殖ノ途ナキヤ
 (答申) 多少ノ移殖ハ可能ナランモ(一)ニ於テ述ヘシカ如ク多數
 ノ移殖ハ望ム可ラス但從來南米方面ノ移民發達ノ障害ハ其地ニ
 於テ移民ヲ指導スルモノ無カリシコトト解セラルルトコロ當方
 面投資企業附屬移民ハ指導者ヲ有スル點ニ於テ優レルヲ以テ小
 數ナカラ此方面ノ移殖ハ助成ノ價值アリト認ム

種ナキモ我々國ハ其類ハ阻礙ノ所ナシトシテ

西近東全業開闢等ニハ諸國各々育スル謂ニ然モ我々國ノ小

然モ其類モ諸國ノ所ニ非ズルニヨリイザ我々國ノ小

ハ其類ハ宜ム所ニ非ズル所ナリ我々國ノ小

(答申) 是也、海軍ハ其類ハ其類ニ

(三) 是實然也、我々國ノ小

其類ハ其類ニ非ズル所ナリ

其類ハ其類ニ非ズル所ナリ

其類ハ其類ニ非ズル所ナリ

(答申) 南近東諸國ハ大抵其類ニ非ズル所ナリ

(二) 爾ハ本邦人其類ハ其類ニ非ズル所ナリ

(四) 氣候關係上本邦内地人ノ在住ニ適セストスルモ沖繩縣人等移殖

ノ途ナキヤ

(答申) 特種漁業ノ漁夫トシ又邦人配下ノ行商人トシテ多少移殖

ノ見込ナキニ非ルモ大ナル期待困難ナリ

(4) 本邦航運業助長案

(答申) 會議要録ニ讓ル